

令和5年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年3月7日	午前10時00分	議長	本田 学	
	散会	令和5年3月7日	午後3時23分	議長	本田 学	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	中村佳代子	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
	凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	3	久保広幸	○		
		4	谷 郁 司	○		
		6	多胡裕司	○		
		7	渡辺三義	○		
		8	本田 学	○		
会議録署名議員	久保広幸		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
	法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教 育 長	有田勝彦	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志		会 計 管 理 者	丹野景広	
	総務課長	今村保広		町民課長	棟方勝則	
	産業振興課長	丹崎秀幸		建設課長	清水光明	
	保健福祉センター次長	空井猛壽		国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）	
	総務課参事	瀧澤 徹		総務課主幹	請川義浩	
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第1号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
4	議案第2号	令和4年度陸別町一般会計補正予算（第8号）
5	議案第3号	令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
6	議案第4号	令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）
7	議案第5号	令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
8	議案第6号	令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
9	議案第7号	令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
10	議案第8号	令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
11	議案第9号	職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
12	議案第10号	職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
14	議案第12号	陸別町文化財保護条例の一部を改正する条例
15	議案第13号	陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
16	議案第14号	陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
17	議案第15号	陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
18	議案第16号	陸別町公共草地条例の一部を改正する条例
19	議案第17号	陸別町防災会議条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（本田 学君） ただいまから、令和5年陸別町議会3月定例会を開会します。

飯尾代表監査委員より欠席する旨の報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報及び議会広報に使用するため、町民課広報担当職員及び議会事務局職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、議長より許可しておりますので御了承願います。

---

### ◎表彰状の伝達

---

○議長（本田 学君） 次に、全国町村議会議長からの表彰状の伝達を行います。

事務局長より表彰を受けられました議員を紹介いたします。

○事務局長（庄野勝政君） このたびの表彰は、2月8日に開催されました全国町村議会議長会定期総会の席上におきまして、同会の表彰規程に基づき、令和4年度自治功労者表彰を受けられたものであります。

それでは、表彰を受けられました議員を御紹介いたします。

町村議会議員として15年以上在職し、功労のありました多胡議員が受賞されております。受賞されました多胡議員には、本田議長から伝達していただきますので、演壇の前にお進み願います。

それでは、本田議長から伝達をお願いいたします。

○議長（本田 学君） 表彰状。多胡裕司殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。全国町村議会議長会会長 南雲 正。（拍手）

○事務局長（庄野勝政君） 本田議長及び多胡議員は自席にお戻り願います。

○議長（本田 学君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 行政報告の前に、先ほど全国町村議会議長会の会長表彰を受けられました多胡議員におかれましては、多年にわたる議会議員としての活動に対し改めて感謝を申し上げますとともに、町を代表してお祝いを申し上げます。これからも健康でますますの御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、これより、12月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりであります。書面の中から2件御報告申し上げます。

1件目は、令和5年1月11日の交通事故死ゼロ3,000日達成に対する知事感謝状等伝達式についてであります。

当町では、昨年12月6日をもって、交通事故死ゼロの日数が3,000日を達成し、北海道知事感謝状、北海道交通安全推進委員会表彰状が十勝総合振興局くらし子育て担当部長から伝達されました。

また、この記録の達成に多大な貢献のありました陸別町老人クラブ連合会には、釧路方面本部長感謝状が、陸別町交通安全協会、陸別町交通安全指導委員会、陸別町料飲店組合には、本別警察署長感謝状が本別警察署長からそれぞれの代表者に手渡されました。

なお、町としましては、この交通事故死ゼロ3,000日の達成を通過点としまして、今後も町民の安全・安心のため、各関係機関と協力して交通安全の啓蒙に努めてまいります。

2件目は、2月4日、5日の両日で開催されました第40回しばれフェスティバルについてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりの開催となりましたしばれフェスティバルは、道内外からの多くの来場者、参加者を迎え、2日間の来場者が約7,500人となり、盛会に開催することができました。

また、5日の朝は日本一寒い町のイベントにふさわしく、全国最低の氷点下27.5度となり、来場者、参加者の皆さんには陸別のしばれを体感していただけたものと思っております。

このイベントの開催に向け、コロナ対策を講じながら強い決意で臨んだ実行委員会の皆さん、御協力あるいは御参加いただいた多くの皆さんに感謝を申し上げるところでございます。

このほか、お手元に事業、業務、工事等の発注一覧表を配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、この機会をいただきまして、国や北海道とともに、陸別町においても今後、積極的に脱炭素化に取り組んでいくために、陸別町ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきます。

宣言の内容につきましては、お手元に配付の宣言書の写しを御覧ください。

陸別町ゼロカーボンシティ宣言。

近年、世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しており、国内においても大型台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な被害が発生するなど、気候変動による影響は私たちの身近な生活にまで及んできています。

2018年に公表されたIPCCの特別報告書では、気温上昇2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要と示されました。

このような中、国においても2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、さらに北海道においても地域資源を最大限活用しながら、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととされました。

こうした国内外の動向を踏まえ、陸別町としても北海道や近隣自治体と連携・協力しながら省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用、森林の適切な管理による二酸化炭素吸収源対策など積極的に脱炭素化に取り組んでいく必要があります。

将来にわたり美しく豊かな自然環境の保全を実現し、人と自然が響き合う陸別町を未来の世代に引き継いでいくため、町民や地域、事業者の皆様と一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことをここに宣言します。

2023年3月7日。陸別町長、野尻秀隆。

今後につきましては、地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定等、地域の皆さんと一緒に将来像の検討を進めることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 教育関係行政報告の前に、本日、全国町村議会議長会表彰を受けられました多胡議員には、教育委員会を代表いたしまして、お祝いを申し上げます。長年陸別町の発展に御尽力いただきましたことに心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。これからどうぞ御壮健でますますの御活躍を御祈念申し上げます。

陸別町議会12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりであります。書面の中から2件、口頭で1件報告いたします。

まず、書面の中から1件、成人式記念事業について報告いたします。

1月3日、令和5年陸別町はたちの集いをタウンホールで挙行いたしました。対象者24人のうち16人が出席いたしました。式辞の後、野尻町長と本田議長から心のもったお祝いの言葉をいただき、参加者を代表して松村祐菜さんから決意表明をしていただきました。

今年もコロナ禍でありましたので、当日まで参加者で構成される実行委員会の皆さんと実施に向けて式典内容の協議を重ね、感染症対策を講じながら実施いたしました。

会場では、小中学校時代の恩師も駆けつけ、久しぶりの再会を懐かしみ、御家族の皆様とともに二十歳の門出をお祝いしたところであります。

2件は、陸別小学校の学年閉鎖についてであります。

同校では、インフルエンザによる発熱、咳等の風邪症状による欠席、体調不良児童が複数見られることから、第4学年は1月24日給食後から1月26日まで、同校第1学年、第2学年は1月26日給食後から1月27日まで、同校1学年は、再度1月30日2校時終了後から1月31日まで学年閉鎖といたしました。

次に、口頭で1件御報告いたします。

このたび陸別中学校ボランティア部11人の活動が高く評価され、第17回SYDボランティア奨励賞、小中学生の部、優秀賞、2位相当の賞が贈呈されました。全国から21件の応募の中、選考委員会において慎重かつ厳正なる選考の結果の受賞となりました。

2月11日、東京都で開催されました受賞式に部員の生徒2人と顧問が出席してきた

ところです。2月17日に役場を訪問し、野尻町長に受賞の報告をいたしました。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日正午までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番久保議員、4番谷議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定

---

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、3月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和5年陸別町議会3月定例会の運営について、3月3日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、条例関係10件、補正予算7会計、新年度予算7会計の合わせて24件であります。

次に、議会関係では、一般質問5名、及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月16日までの10日間とし、3月11日から17日までの3日間と15日は休会にすることに決定いたしました。

なお、3月10日、16日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。議案第2号から議案第8号までの令和4年度各会計補正予算7件と議案第9号から議案第11号までの条例の一部改正3件と議案第13号から議案第14号までの条例の一部改正2件と議案第18

号から議案第24号までの令和5年度各会計当初予算7件については、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月16日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題と会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学寛君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

**◎日程第3 議案第1号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第1号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第1号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正させたことに伴いまして、所要の改正を行うとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第1号につきまして御説明をさせていただきます。



議案書 1 ページとともに、議案説明書、資料ナンバー 1 をお開きください。

本条例の改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部施行によりまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴いまして、国が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準が改正されたところでございます。この基準に従いまして町条例を制定しておりますことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、議案説明書、資料ナンバー 1 の現行欄にあります第 26 条、懲戒に係る権限の乱用禁止の条を削除しようとするものでございます。

それでは、議案書 1 ページにお戻りください。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するでございます。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えさせていただきたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 1 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 4 議案第 2 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 8 号）

◎日程第 5 議案第 3 号令和 4 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 6 議案第 4 号令和 4 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）

◎日程第 7 議案第 5 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 8 議案第 6 号令和 4 年度陸別町公共下水道事業特別会

計補正予算（第3号）

◎日程第 9 議案第7号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別  
会計補正予算（第3号）

◎日程第10 議案第8号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第2号）

---

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第2号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第8号）から、日程第10 議案第8号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第2号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第8号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,542万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第3号令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,920万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,507万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第4号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,366万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第5号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億297万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第6号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,763万円とするものであります。

続きまして、議案第7号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,358万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億207万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第8号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万3,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,749万3,000円とするものであります。

以上、議案第2号から議案第8号まで、7件を一括して提案させていただきます。

内容につきましては、副町長が説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第2号から第8号まで一括して説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、各会計共通しまして、各事務事業の確定または入札執行での確定見込みなどによります減額が主な内容となっております。

特に、会議や研修会などにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、書面会議ですとかウェブ会議への変更または中止となっております。各科目において旅費、車両借上げ、会議負担金などで減額をしております。これらにつきましては、省略または簡略に説明をさせていただきますので、あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

それでは、これより議案第2号の説明から始めさせていただきますので、一般会計補正予算の1ページをお開きください。

議案第2号令和4年度陸別町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の既定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書の歳出から説明をいたします。23ページをお開きください。

2、歳出。

1款1項1目議会費は157万円の減額の補正で、8節から18節まで、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

次、24ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は39万6,000円の増額の補正でありま

す。7節の奨励金につきましては、マイナンバーカードの新規取得に際し贈呈する商品券でありまして、これまで800人分の予算を計上しておりましたが、3月末までに、さらに不足が見込まれることから、今回200人、100万円を追加するもので、10節の消耗品もこの商品券発行に係る消耗品代3,000円の追加であります。次の25ページの18節、北海道自治体情報システム協議会であります。地方財政計画の一般行政経費に相当する地方単独事業ソフトの見える化の調査に係るシステム改修の負担金14万3,000円の追加で、そのほかの2節から12節までにつきましては、確定または確定見込みによる増減の計上であります。

続きまして、25ページを御覧ください。

2目文書広報費につきましては22万7,000円の増額の補正で、11節の通信運搬費につきましては、庁舎からの文書発送の増に伴います郵便料の追加であります。

5目財産管理費につきましては3億3,260万8,000円の増額の補正であります。まず、1節の会計年度任用職員報酬につきましては、臨時作業員の確定による減額。10節の燃料費は、役場庁舎用で85万8,000円、修繕料につきましても役場庁舎の非常灯などの交換で9万8,000円と、地上デジタル中継局の設備修繕で15万4,000円の追加であります。11節の通信運搬費につきましては、役場庁舎用の電話料8万4,000円の追加。12節の施設設備等改修は、道営農地整備事業トマム地区の工事に伴います光伝送路の移設業務分、それからタウンホール管理の設備改修につきましては、音響機器設備改修業務で、いずれも確定によります減額であります。14節の建物解体につきましては、旧鹿野水産店舗等の解体の確定によるものであります。26ページに移りまして、施設設備改修につきましては、貸付けをしております森林組合の事務所の改修、消防水利施設周辺整備につきましては、防火水槽の補修工事で、いずれも確定による減額であります。24節、3億3,918万4,000円の増額の計上につきましては、事業の確定または確定見込みに伴います歳出の減額分、それから普通地方交付税等の確定に伴う留保分などを各基金へ積立てようとするのであります。

内訳につきましては、財政調整基金に5,000万円、減債基金に1億円の積立て、ふるさと整備基金は、指定寄附2件で103万円、ふるさと納税178件で335万6,000円の積立て、いきいき産業支援基金は、ふるさと納税29件、34万1,000円と陸別町農業協同組合への出資金の配当がなかったことによります80万円の減額であります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税44件、60万3,000円と基金利子の6,000円分の増額分の積立てであります。町有林整備基金は、ふるさと納税19件、28万5,000円と町有林管理事業への過充当分の321万5,000円の積立て。地域福祉基金は、指定寄附1件、10万円、ふるさと納税20件、27万円と今後の事業への充当を考慮しまして、上乘せ1億円の積立て。公共施設等維持管理基金は、今後の事業への充当考慮と調整によりまして5,527万9,000円の積立て。給食センター管理運営基金は、ふるさと納税29件で41万4,000円と今後の事業へ

の充当考慮による上乗せ2,500万円の積立て。スポーツ振興基金は、ふるさと納税8件、8万5,000円の積立てであります。

議案説明書の資料ナンバー2に基金別の積立金の状況がありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、6目町有林野管理費632万6,000円の減額の補正につきましては、1節から次のページの15節まで、町林管理事業の確定または確定見込みによる減額であります。

27ページのほうを御覧ください。

27ページの7目企画費は1,013万5,000円の減額の補正で、11節の決済システム利用につきましては、今年度、ふるさと納税の閲覧サイトを増加したことによります利用手数料の増加であり、この節以外の7節から18節までにつきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

なお、18節の地方創生推進交付金事業負担金につきましては、UIJターン移住支援事業負担金で、今年度の執行見込みがないため全額を減額しております。次の通学期差額補助事業につきましては、利用者19名の確定見込みによる減額。

続きまして、28ページを御覧ください。

補助金の移住定住促進住宅建設等補助につきましては、新築2件、改修14件での確定見込みによる減額。太陽光発電設置事業につきましては、申請の見込みがなく、3件分の全額の減額。景観形成事業は6件の確定見込みによる減額であります。

12目銀河の森管理費は6万3,000円の減額の補正で、銀河の森専用水道の保守管理経費の確定による減額。

13目地域活性化推進費591万1,000円の減額の補正につきましては、1節から次のページの18節まで、確定または確定見込みによる減額で、新たに募集をしていました地域支え合い推進員につきましては応募はございませんでした。

29ページの下段を御覧ください。

14目の緊急支援金給付金事業費は、国と町独自の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で、非課税世帯等につきましては462世帯、その他の世帯が796世帯での確定によります188万円の減額の補正であります。

30ページをお開きください。

2項徴税費1目税務総務費は12万3,000円の減額の補正で、8節の確定見込みによる減額。

2目賦課徴収費は54万3,000円の減額の補正で、固定資産税、償却資産移動データ入力を直営で実施したことによります減額であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は7万円の減額の補正で、8節の確定見込みによる減額であります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費は25万9,000円の減額の補正で、1節から次の

ページの10節まで、確定見込みによる減額です。

31ページのほうを御覧ください。

2目の参議院議員選挙費につきましては110万4,000円の減額の補正で、こちら  
も1節から11節まで、確定による減額であります。

続きまして、32ページをお開きください。

5項統計調査費1目指定統計調査費は7万7,000円の減額の補正で、1節から11  
節まで、確定による減額。

6項1目監査委員費は32万9,000円の減額の補正で、8節、18節の確定見込み  
による増減であります。

33ページに移りまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は45万7  
7,000円の減額の補正であります。10節光熱水費は、福祉住宅のからまつハウスの  
電気料の追加で、これ以外の3節から18節までは、確定見込みによる減額でありま  
す。

34ページをお開きください。

1行目、18節の訪問介護事業も、社協への補助金であります。利用者の減少に伴  
います町補助金74万円の追加。19節の障害者訓練等給付費につきましては、就労継  
続支援Bの利用日数の増、それから共同生活援助利用者3名の増に伴います54万5  
2,000円の増額であります。27節は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金25  
7万9,000円の減額。介護保険事業勘定特別会計への繰出金29万8,000円の  
減額であります。

2目老人福祉費は33万8,000円の減額の補正で、7節と8節は確定見込みによる  
減額。10節の光熱水費は、高齢者交流センターの電気料の追加。12節、13節は  
確定見込みによる減額で、12節の施設設備改修につきましては、老人健康増進セン  
ターの改修であります。18節のデイサービス運営事業は、利用者の減に伴います補助  
金の増額で、議案説明書、資料ナンバー3にデイサービスセンター運営費補助金の資料  
がありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次のページに移りまして、老人福祉施設等整備事業であります。デイサービスセン  
ターの屋根塗装工事の確定による減額で、19節は確定見込みによる減額であります。

3目後期高齢者医療費は38万5,000円の減額の補正で、18節の後期高齢者医  
療広域連合への負担金が27万4,000円の減額。27節の後期高齢者医療特別会計  
への繰出金11万2,000円の減額であります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は55万円の増額の補正で、7節は、確定見込み  
による減額。19節の出産・子育て応援事業は、こちらは新規事業となりますので、資  
料により説明をしたいと思います。

議案説明書、資料ナンバー4を御覧ください。

この事業の目的であります。国の伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体

的实施事業に基づきまして、妊娠期から出産子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として、妊娠届出時、出生届時を通じた給付金の支給を一体的に実施するというものであります。

伴走型相談支援につきましては、2で記載しておりますが、全ての妊婦及び主にゼロ歳から2歳児の乳幼児を養育する子育て世帯を対象にしまして、(2)の①から③の面談による相談支援を行います。

次に、経済的支援であります。こちらは、3に記載のとおり、出産応援給付金として、令和4年4月1日以降に妊娠届出を行い、その際、面談を受けた妊婦に対しまして、妊婦1人当たり5万円を支給するものです。また、子育て応援給付金は、令和4年4月1日以降に出生しまして、保健師による面談を受けた児童を養育する者に対し、児童1人につき5万円を支給するものです。この給付金の財源につきましては、国庫補助金が3分の2、道補助金が6分の1となっております。この事業の開始は、令和5年3月からとなりますが、令和4年4月1日まで遡及して給付金の支給対象となります。その際には、保健師による面談の代替措置としまして、アンケートへの回答を求めることとしております。

それでは、予算書35ページにお戻りください。

この事業につきましては、出産応援給付金13人分、子育て応援給付金8人分で105万円の計上であります。

次に、2項児童福祉費2目児童福祉施設費は26万4000円の減額の補正であります。2節から次のページの36ページ、8節までと18節につきましては、確定または確定見込みによる減額。17節の管理用備品は、新年度から保育所で使用します簡易ベッド用のマット10枚、園児用椅子12脚、絵本棚1基の購入費29万9000円の計上であります。

3目児童措置費は22万9,000円の減額の補正で、3節から18節まで、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る確定見込みによる減額であります。

次のページに移りまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は54万4,000円の減額の補正で、3節から18節まで、いずれも確定による減額。

2目保健衛生施設費は450万2,000円の減額の補正で、14節の保健センター改修工事の確定による減額。

3目予防費につきましては812万4,000円の減額の補正で、1節から次のページの19節まで、確定または確定見込みによる減額であります。

38ページをお開きください。

このページの1行目の12節の各種健診事業であります。母子保健事業が73万6,000円、成人保健事業が116万1,000円の減額。22節の国庫補助金の返還金は、令和3年度の母子保健衛生費国庫補助金の精算による返還であります。

4目環境衛生費は9万6,000円の増額の補正で、火葬場の燃料代と電気代の追加で

あります。

5目診療所費は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への操出金42万5,000円の減額の補正であります。

39ページに移りまして、2項清掃費1目清掃総務費は10万1,000円の増額の補正で、18節の十勝圏複合事務組合の負担金の確定による追加であります。

2目塵芥処理費は102万3,000円の減額の補正で、10節の光熱水費10万5,000円の計上につきましては、ストックヤードの電気料の追加。この節以外の8節から18節までは、確定または確定見込みによる減額であります。

40ページをお開きください。

3項水道費1目専用水道費は16万6,000円の減額の補正で、12節から17節まで、確定見込みによる減額。

2目水道費は、簡易水道事業特別会計への操出金289万8,000円の減額の補正であります。

5款労働費1項1目労働諸費は5万円の減額の補正で、18節の地区連合への補助金が不要となりましたので、皆減となっております。

2目緊急雇用対策費は551万5,000円の減額の補正で、10節から13節まで、事業量、雇用時間数の確定見込みによる減額であります。

次のページへ移りまして、3目雇用再生対策費は533万円の減額の補正で、18節の地元雇用促進事業の事業期間中の退職及び新規採用者の見込み減による減額であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は119万3,000円の減額の補正で、1節から12節まで、確定または確定見込みによる減額であります。

42ページをお開きください。

2目農業総務費は61万6,000円の減額の補正で、確定見込みによります3節の減額と4節の増額。

3目農業振興費は74万円の減額の補正で、18節、農業次世代人材投資資金の確定によります減額。

4目畜産業費183万7,000円の増額の補正も、8節、18節の確定または確定見込みによる減額で、18節の電力系統連携工事費負担金につきましては、陸別市街からバイオガスプラントまでの電力系統連携工事に係る負担金であります。

5目農地費は539万8,000円の減額の補正で、この目につきましても1節から次のページの18節まで、事業の確定または確定見込みによる減額であります。43ページの18節のうち道営土地改良事業地元負担金は、トマム地区道営農地整備事業が229万3,000円の減額。トマム第2地区道営農地整備事業が157万5,000円の減額。中陸別地区道営農道整備特別対策事業が94万2,000円の減額となっております。



なお、トマム地区道営農地整備事業の237万1,000円とトマム第2地区道営農地整備事業の157万5,000円が翌年度への繰越明許となっております。

議案説明書、資料ナンバー5に、トマム地区、トマム第2地区の道営農地整備事業の年度別事業計画と工事箇所図がつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

6目営農用水管理費は1,184万4,000円の減額の補正であります。8節、12節、次のページの17節、18節は、確定または確定見込みによる減額。このページの10節の消耗品と13節の複写機使用料、次のページに行きまして、18節の北海道土地改良事業団体連合会の負担金は、道営担い手畑地帯総合整備事業、第2上陸別地区事業の増額の計上であります。

なお、この事業は、事務雑費を含んでおりまして、総額3,707万3,000円が翌年度への繰り越しとなります。

議案説明書、資料ナンバー6にこの事業の実績、計画表と工事箇所図がありますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

続きまして、8目農畜産物加工研修センター管理費は13万円の増額の補正で、製造時間等の増に伴いまして、3節時間外勤務手当の追加であります。

2項林業費1目林業振興費は1,133万9,000円の減額の補正で、1節から18節まで全て事業等の確定による減額。14節は、陸別地区小規模治山工事となっております。

次のページへ移りまして、3目の林道新設改良費は436万3,000円の減額の補正で、12節の計画等策定は橋梁点検、それから東トマム高台線林道改良事業の1節から14節まで、事業の確定による減額であります。

46ページをお開きください。

7款1項商工費2目商工振興費は428万円の減額の補正で、18節の商工振興事業は、商工会への補助金であります。職員の異動に伴います63万1,000円の増額。小規模企業振興事業は、34件分を見込みまして491万1,000円の減額であります。

3目観光費は243万6,000円の減額の補正で、8節、18節共に、コロナ感染症によります事業の中止、縮小等によります確定見込みによる減額。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は48万2,000円の減額の補正で、8節の確定見込みによる減額であります。

47ページに移りまして、2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費は49万5,000円の減額の補正で、12節の確定による減額。

2目道路維持費も14節の確定による25万3,000円の減額の補正。

3目橋りょう維持費は1,510万1,000円の減額の補正で、桂庵橋、通学橋、下陸別橋の橋梁長寿命化補修工事及び橋梁点検業務に係る8節から18節までの確定また

は確定見込みによる減額であります。

4目道路新設改良費は89万8,000円の減額の補正で、1節から次のページの18節まで、確定による減額。なお、14節につきましては、町道駅南通の道路整備工事であります。

3項河川費1目河川総務費は、トリプシュ川周辺の土地購入の確定による5万円の減額の補正。

4項住宅費1目住宅管理費は29万2,400円の減額の補正で、8節から次のページの18節まで、確定による減額。

なお、14節の公営住宅改修につきましては、第2緑町団地の給湯器更新で176万円の減額。それと共栄団地のバルコニー改修で77万円の減額であります。

49ページの中段、2目住宅建設費も8節から14節工事請負費まで、いずれも社会資本整備総合交付金事業の確定によります1,503万円の減額の補正で、12節、14節は、いずれも新町団地の工事等になっております。

50ページをお開きください。

5項1目下水道費は、公共下水道事業特別会計への操出金45万2,400円の減額の補正。

9款1項1目消防費も、1節から次のページの18節まで、確定または確定見込みによります34万4,900円の減額の補正であります。

なお、50ページの7節退職報償金につきましては、団員1名の退職によります10万9,000円の計上であります。10節の光熱水費につきましては、電気料の追加となっております。51ページの14節の工作物解体撤去につきましては、消防庁舎地下貯留槽の撤去工事であります。

2目災害対策費は83万8,000円の減額の補正で、移動系のデジタル防災行政無線電波伝搬調査の確定で35万2,000円の減額と、地域防災計画改訂支援業務の確定で48万6,000円の減額であります。

52ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費であります。1目教育委員会費は1万8,000円の減額の補正で、10節食料費の確定による減額。

2目事務局費は25万4,900円の減額の補正で、3節から20節まで、確定または確定見込みによる減額。

3目教育振興費は75万3,000円の減額の補正で、1節の会計年度任用職員報酬が、学習支援員の勤務時間数の増に伴います4万7,000円の追加。そのほか3節から次のページの11節までは、確定または確定見込みによる減額であります。

53ページの中段、4目スクールバス運行管理費は11万2,000円の減額の補正で、スクールバス購入事業の確定によります11節、17節の減額。

5目教育研究所費は15万円の減額の補正で、8節から13節まで、確定または確定

見込みによる減額であります。

54ページをお開きください。

2項小学校費1目学校管理費は、12節の確定または確定見込みによります28万7,000円の減額の補正。

2目教育振興費は38万9,000円の減額の補正で、18節の給食費補助事業の確定見込みによる減額であります。

3項中学校費1目学校管理費は、12節の確定または確定見込みによる11万8,000円の減額の補正。

2目教育振興費は126万9,000円の減額の補正で、18節の給食費補助事業と修学旅行費交付金事業、それから次のページの19節の就学援助費の確定または確定見込みによる減額となっております。

4項社会教育費1目社会教育総務費は766万5,000円の減額の補正であります。社会教育指導員の雇用日数の減のほか、中学生等海外研修派遣事業等、1節から18節まで、コロナ感染症による事業の中止等の影響による確定または確定見込みによる減額であります。

飛びまして、57ページを御覧ください。

2目公民館費につきましても、7節、12節共に、確定または確定見込みによる17万1,000円の減額の補正。

3目文化財保護費も、7節、12節共に、確定による18万5,000円の減額の補正であります。

続きまして、58ページに移ります。

5項保健体育費1目保健体育総務費は7万7,000円の減額の補正で、7節、10節共に、確定または確定見込みによる減額。

2目体育施設費は162万6,000円の減額の補正で、1節から次のページの13節まで、体育施設の管理に係る経費の確定または確定見込みによる減額。

次のページに移りまして、3目学校給食費は6,000円の増額の補正であります。10節の光熱水費は電気料の追加で、このほか1節から13節までは、確定見込みによる減額であります。

60ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費4万8,000円の減額。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費3万5,000円の減額の補正は、いずれも8節の確定による減額であります。

12款1項公債費は、いずれも令和3年度の地方債の借入額及び償還額の確定による補正でありまして、1目の元金が37万1,000円の増額の補正。2目利子が69万1,000円の減額の補正であります。

61ページから65ページにつきましては、給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明に移ります。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、休憩前に引き続きまして、歳入の説明から始めさせていただきますと思います。

予算書の11ページを御覧ください。

11ページ、1、歳入。

1款町税1項町民税1目個人、1節現年度分につきましては、本年度分の調定見込みにより624万3,000円の増額の補正であります。当初はコロナ感染症の影響を踏まえての予算計上であります。2目法人につきましても、本年度分の調定見込みによる272万7,000円の増額の補正。

2項1目固定資産税は、確定見込みによります77万円の増額の補正。

3項軽自動車税1目環境性能割も確定見込みによります32万4,000円の増額の補正。2目種別割も確定見込みによる34万3,000円の増額の補正であります。

12ページをお開きください。

4項1目町たばこ税も確定見込みによる258万2,000円の増額の補正。

9款1項1目地方特例交付金は、確定による133万3,000円の減額の補正。

10款1項1目地方交付税は、普通地方交付税の確定による現在の留保額1億7,588万2,000円の増額の補正であります。これによりまして、普通地方交付税の予算額22億1,263万5,000円、特別地方交付税につきましては2億円でありまして、合わせて24億1,263万5,000円となっております。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、草地畜産基盤整備事業の実績見込みによる農家負担分215万5,000円の増額の補正であります。

13ページに移りまして、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料は6万円の減額の補正で、これはタウンホール使用料の実績見込みによる減額であります。

3目衛生使用料は、小利別地区水道使用料で、事業用での使用料の増に伴う30万円の増額の補正。

4目農林水産使用料は、上陸別地区とトラリ地区の営農用水使用料で、住用での使用料の減に伴います、それぞれ10万円、合わせまして20万円の減額の補正。

7目教育使用料は34万6,000円の減額の補正で、公民館、公民館陶芸室の使用料、関寛齋資料館の入場料、学童保育所保育料の確定見込みによる減額であります。

2項手数料1目総務手数料は9,000円の増額の補正で、営農証明手数料、現況証明手数料の実績による増額であります。

14ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金は65万3,000円の増額の補正であります。1節社会福祉費負担金は、国民健康保険事業保険基盤安定負担金の見込みによります37万7,000円の減額。未就学児均等割保険料負担金も見込みによる4万9,000円の減額。障害者訓練等給付費負担金は、就労継続支援B型、共同生活援助の給付費の増に伴います272万6,000円の増額。2節児童福祉費負担金は、児童の減及び公定価格変動による子どものための教育・保育給付費負担金164万7,000円の減額であります。

2項国庫補助金1目総務費補助金は119万4,000円の減額の補正であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、学校保健特別対策事業と緊急風疹抗体検査等事業の補助裏分としまして、通知額20万6,000円の追加。緊急支援給付金事業につきましては、事業費の確定による140万円の減額。

2目民生費補助金50万円の増額の補正で、子育て世帯生活支援特別給付金事業の確定見込みによる減額と出産・子育て応援事業交付金であります。出産・子育て応援事業交付金につきましては、支給額の3分の2の補助の追加となっております。

3目衛生費補助金は2万1,000円の減額の補正で、母子保健事業の確定見込みによる減額であります。

15ページに移りまして、5目土木費補助金は402万3,000円の減額の補正です。1節道路橋りょう費補助金は、橋梁長寿命化修繕事業の確定見込みによる減額。2節住宅費補助金は、新町団地の公営住宅建設等に係ります社会資本整備総合交付金の確定見込みによる減額。

6目教育費補助金は182万2,000円の増額の補正であります。1節教育総務費補助金は、スクールバス購入に係る補助の内定額の変更によります増額。2節小学校費補助金、3節中学校費補助金は、いずれも特殊教育就学奨励費補助金の確定見込みによる7万4,000円の減額と感染症対策に対する2分の1の補助で10万円の追加となっております。

3項委託金1目総務費委託金は129万7,000円の増額の補正で、参議院議員総選挙委託金の確定による追加であります。

続きまして、15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金3,000円の減額の補正であります。1節社会福祉費負担金は、国民健康保険事業保険基盤安定負担金の見込みによる93万1,000円の減額。16ページをお開きください。未就学児均等割保険料負担金も見込みによる2万5,000円の減額。障害者訓練等給付費負担金は、就労継続支援B、共同生活援助の給付金の増に伴う136万3,000円の増額。2節児童福祉費負担金は、児童の減及び公定価格変動による子どものための教育・保育給付費負担金4

1万円の減額であります。

2項道補助金1目総務費補助金75万円の減額の補正で、地方創生交付金のUIJ就業支援事業分の確定見込みによる減額。

2目民生費補助金は14万5,000円の増額の補正で、子育て世帯生活支援特別給付金事業の確定見込みによる減額と出産子育て応援事業交付金の6分の1分の追加です。

3目衛生費補助金11万1,000円の減額の補正は、妊産婦安心出産支援事業の確定見込みによる減額。

4目農林水産業費補助金は203万4,000円の減額の補正であります。1節農業費補助金は19万6,000円の増額で、説明欄に記載のとおり、農業委員会活動促進事業補助金から北海道国有農地等管理処分事業補助金まで、それぞれ増額または減額となっております。

2節林業費補助金は223万円の減額で、こちらも森林環境保全整備事業補助金から次のページの林道東トマム高台線改良事業補助金まで、いずれも確定または確定見込みによる増額または減額であります。

なお、17ページにありますエゾシカ緊急対策事業補助金は、地域づくり総合交付金の実績に伴う増額となっております。

17ページに移りまして、5目の教育費補助金は1万3,000円の減額の補正で、地域学校協働活動事業補助金の内定によります減額。

6目商工費補助金は新設で387万7,000円の追加の補正であります。昨年に引き続きまして、プレミアム分の10%分に対する北海道の補助制度であります。当町の7月に発行しました商品券の利用分がこの道補助の対象となっております。

3項委託金1目総務費委託金7万9,000円の減額の補正は、統計調査費の確定による減額。

3目農林水産業費委託金12万7,000円の増額の補正は、道営事業の監督等委託金で、トマム地区農地整備事業が3万2,000円の減額。第2上陸別地区畑地帯総合整備事業が15万9,000円の増額となっております。

18ページを御覧ください。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、教職員住宅貸付収入の確定見込みによる38万7,000円の減額の補正。

2目利子及び配当金は79万4,000円の減額の補正で、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金の利子6,000円の追加と陸別町農業協同組合の優先出資の配当がなかったことによる80万円の減額であります。

2項財産売払収入2目物品売払収入611万円の減額の補正は、町有林の素材売払収入の事業の確定による減額と保安林の伐採見直しに伴います立木売払収入の減額であります。

次に、17款1項寄附金2目指定寄付金は648万4,000円の増額の補正でありま

す。1節総務費寄附金527万4,000円は、ふるさと整備資金が指定寄附2件の103万円、ふるさと納税分が178件で335万6,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金が、ふるさと納税分が44件分、60万3,000円、町有林整備資金がふるさと納税分19件分、28万5,000円であります。次のページへ移りまして、2節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金で、ふるさと納税分が29件、34万1,000円。3節教育費寄附金が49万9,000円で、給食センター管理運営資金でふるさと納税分299件、41万4,000円、スポーツ振興資金が8件、8万5,000円。4節民生費寄附金は、地域福祉資金で、指定寄附金1件、10万円、ふるさと納税分20件、27万円の計上であります。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険事業特別会計繰入金は、保険者機能強化推進交付金の確定見込みによります5万8,000円分の増額の補正。

2項基金繰入金は、いずれも事業の確定による減額の補正で、当該事業につきましては、説明欄に記載のとおりとなっておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

3目ふるさと整備基金繰入金は340万円の減額の補正。

4目いきいき産業支援基金繰入金は320万円の減額の補正。

11目森林環境譲与税基金繰入金は937万3,000円の減額の補正であります。

20ページをお開きください。

19款1項1目繰越金は3,167万3,000円の増額の補正で、前年度繰越額の残り全額の計上であります。

続きまして、20款諸収入4項3目雑入につきましては431万7,000円の減額の補正であります。4節学校給食費等は、確定見込みによります103万5,000円の減額。7節雑入も主催者支給旅費から次のページの町村会人材育成等事業助成金まで、事業により増額、減額がございますが、確定または確定見込みによる328万2,000円の減額であります。このうち上から二つ目の宝くじ交付金の収入につきましては、町村の配分額の増となっております。20ページの下から二つ目の節電プログラム促進事業補助金は、北海道電力の冬期節電プロジェクトにエントリーをしました高圧、特別高圧を利用する法人に対する補助金であります。その次の支障物件移設補償費は、トマム地区道営農道整備事業の工事に伴う光伝送路移設補償費の確定に伴う減額であります。21ページの上から二つ目、退職手当組合事前納付金精算還付金は、消防職員の分であります。

続きまして、21款1項町債であります。町債は、いずれも事業の確定または確定見込みによる減額となっておりますので、当該事業名と金額は説明欄を御参照いただきたいと思ひます。

3目農林水産業債は2,090万円の減額の補正で、農業債が5事業、2,000万円の減額。林業債が2事業、90万円の減額であります。

4目土木債は1,450万円の減額の補正で、道路橋りょう債が4事業で780万円の

減額。22ページを御覧いただきまして、住宅建設債が670万円の減額であります。

6目教育債は380万円の減額の補正で、教育総務債が200万円の減額。学校教育施設整備債が180万円の減額となっております。

以上で歳入を終わりました、次に、6ページをお開きください。

予算書6ページであります。

第2表繰越明許費で、左から款、項、事業名、金額となっております。

上から、4款衛生費2項清掃費、下水道建設負担金事業3,000円。

6款農林水産業費1項農業費、道営農地整備事業トマム地区、237万1,000円。款項同じく、道営農地整備事業トマム第2地区、40万7,000円。同じく道営担い手畑地帯総合整備事業で3,707万3,000円であります。

次のページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正。

まず、追加分で、左から事項、期間、限度額は表のとおりとなっております。

なお、役場庁舎警備清掃等委託業務から次のページ、8ページの最後、陸別町給食センター給食調理等委託業務まで、28件であります。

8ページのほうを御覧ください。8ページの下から4行目の陸別小中学校AED借上料の期間のみ、令和5年度から令和9年度となっておりますが、以外の業務の期間につきましては、令和5年度となっております。いずれも4月1日から新年度の業務を開始するために、4月1日の契約としなければならないため、3月中に入札を執行するための債務負担行為であります。

次に、変更分ではありますが、令和4年度大家畜特別支援資金利子補給は、期間に変更がなく、減額が373万6,000円から394万円に変更となっております。

9ページのほうを御覧いただきまして、第4表地方債補正であります。

まず、追加分ではありますが、今回の補正予算で新たに計上する事業であります。起債の目的は、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業の第2上陸別地区畑地帯総合整備事業で、限度額は2,610万円、この事業につきましては、国の補正予算債であります。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は4.0%以内。ただし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間の短縮もしくは繰上償還をすることができるであります。

次に、変更分ではありますが、起債の目的、変更前の限度額、利率、変更後の限度額、利率を記載しております。

公営住宅建設事業は、新町団地公営住宅建設事業で、補正前6,080万円から670万円を減額しまして、補正後5,410万円であります。

次に、一般単独事業、緊急自然災害防止対策事業では、陸別地区小規模治山事業が1,000万円から960万円に、40万円の減額で、他の事業に変更はございません。こ



の事業の合計につきましては、3,380万円から40万円を減額しまして、3,340万円に変更となります。

10ページをお開きください。

過疎対策事業であります。4事業目のトマム地区農地整備事業は、2,190万円から1,780万円に、410万円の減。次のトマム第2地区農地整備事業が、1,170万円から970万円に、200万円の減。次の中陸別地区農道整備特別対策事業が、1,500万円から1,400万円に、100万円の減。その次の陸別地区草地畜産基盤整備事業は、950万円から830万円に、120万円の減。その次、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業が、8,020万円から4,240万円に、3,780万円の減。一つ空けて、経営林道東トマム高台線改良事業が、1,000万円から950万円に、50万円の減。その下の通学橋改修事業が、1,380万円から1,090万円に、290万円の減。次の下陸別橋改修事業は、890万円から610万円に、280万円の減。次の桂庵橋改修事業は、440万円から310万円に、130万円の減。その次の町道駅南通り道路整備事業が、2,300万円から2,220万円に、80万円の減。三つ空けて、教員住宅建設事業が、3,010万円から2,810万円に、200万円の減。最後のスクールバス購入事業が、900万円から720万円に、180万円の減額であります。

過疎対策事業の限度額の合計につきましては、補正前6億220万円から5,820万円を減額しまして、補正後5億4,400万円に変更となります。

なお、補正前、補正後の利率につきましては記載のとおりであります。

以上で、議案第2号を終わります。次に、議案第3号の説明に移ります。

議案第3号令和4年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書の歳出から説明をいたします。6ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、32万4,000円の減額の補正であります。8節、12節は、確定見込みによる減額。18節、北海道自治体情報システム協議会9万円は、未就学児の被保険者均等割軽減の導入に伴うシステム改修の負担金であります。

2項徴税費1目賦課徴収費は、1万円の減額の補正で、十勝圏複合事務組合税滞納整理機構への負担金の確定による減額。

7ページに移りまして、3項1目運営協議会費は、16万6,000円の減額の補正で、1節、8節共に確定による減額であります。

2 款保険給付費は、いずれも今年度の実績に基づく見込額を勘案した計上となっております。

1 項療養諸費 1 目療養給付費は 7,300 万円の減額の補正。

2 目療養費は 400 万円の減額の補正。

3 目審査支払手数料は 10 万円の減額の補正であります。

8 ページをお開きください。

2 項 1 目高額療養費は 1,400 万円の減額。

3 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金は 84 万円の減額の補正で、2 名分の減額。

4 項葬祭諸費 1 目葬祭費は 12 万円の減額の補正で、4 名分の減額。

次のページへ移りまして、6 款保健事業費 1 項 1 目特定保健診査等事業費は 149 万 6,000 円の減額の補正で、特定健康診査事業における受診者の確定見込みによる減額であります。

2 項 1 目保健事業費は 36 万 5,000 円の減額の補正で、8 節、12 節共に確定または確定見込みによる減額であります。

10 ページをお開きください。

7 款諸支出金 2 項繰入金 1 目直営診療施設勘定繰入金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰入金で、特別調整交付金の算定によります 478 万 8,000 円の減額の補正であります。

11 ページは、給付費明細書でありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で歳出を終わりました。次に、歳入の説明に移ります。4 ページをお開きください。

1、歳入。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税は 1,038 万 4,000 円の減額の補正で、今年度の調定に基づきます実績見込みによる現年課税分の減額であります。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目保険給付費等負担金は 9,870 万 9,000 円の減額の補正で、1 節保険給付費等交付金（普通交付金）が、歳出の 2 款保険給付費の総額と同額の 9,206 万円の減額。2 節保険給付費等交付金（特別調整交付金）は、へき地直営診療施設運営費分の減額と医療機器購入分の追加分を合わせまして 478 万 8,000 円の減額と道繰入金分 186 万 1,000 円の減額であります。

次に、5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は 257 万 9,000 円の減額の補正であります。1 節保険基盤安定繰入金は、確定見込みによる 174 万 4,000 円の減額。5 ページに移りまして、2 節未就学児均等割保険料繰入金が 9 万 8,000 円の減額。4 節出産育児一時金等繰入金は 56 万円の減額。5 節財政安定化支援事業繰入金が 54 万 3,000 円の増額。6 節その他一般会計繰入金は、医療分、高齢者支援分の現年分の確定見込みによります 72 万円の減額であります。

2 項基金繰入金 1 目国民健康保険基金繰入金は 1,136 万 7,000 円の増額の補正

で、今年度分の道の配分によります増額の充当であります。

6款1項1目繰越金は109万6,000円の増額の補正で、前年度繰越金の残り全額の計上であります。

以上で議案第3号を終わります。次に、議案第4号の説明に移ります。

議案第4号令和4年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書の歳出から説明をいたします。6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は641万3,000円の減額の補正であります。2節から4節につきましては、職員の退職、勤勉手当の確定などによりまして173万9,000円の減額。12節の看護業務につきましては、派遣看護師の雇用日数の減に伴います430万1,000円の減額。14節の診療所改修は、屋上の改修の確定に伴う50万3,000円の減額。17節の管理用備品は、平成16年に購入しました洗濯機の脱水機能の故障に伴います更新、13万円の追加の計上であります。

8ページから11ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で歳出を終わります。次に歳入の説明をいたします。5ページをお開きください。

5ページ、1、歳入。

3款道支出金1項道補助金1目総務費補助金は720万円の減額の補正であります。超音波画像診断装置購入に対する補助を予定しておりましたが、対象外となったため減額するもので、代替りの財源としまして、国保の特別調整交付金と町債を計上しております。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、確定または確定見込みによる42万5,000円の減額の補正で、施設整備分は50万3,000円の減額。医療機器等整備分が7万8,000円の追加であります。

2目国保事業勘定特別会計繰入金は478万8,000円の減額の補正で、へき地診療

所の運営費分が588万8,000円の減。医療機器整備分が、超音波画像診断装置の購入による3分の1、100万円の追加であります。

なお、へき地診療所運営費に係る特別調整交付金分の減額の主な要因につきましては、診療所における入院日数の減であります。

8款1項町債1目医業債は600万円の追加の補正で、こちらも超音波画像診断装置の購入に係るものであります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為であります。

まず、事項、限度額についてですが、診療所清掃等委託業務392万9,000円、医療事務委託業務1,874万4,000円、夜間休日警備委託業務821万1,000円、X線CT装置保守委託業務231万円、X線テレビ装置保守委託業務97万9,000円、電子カルテシステム保守委託業務69万8,000円。期間は、いずれも令和5年度であります。この債務負担行為につきましては、一般会計でも説明しましたとおり、4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

続きまして、第3表地方債補正であります。

起債の目的、補正前、補正後の限度額、利率を掲載しております。

過疎対策事業は、医療機器購入事業で730万円から1,330万円に、600万円の増額であります。

なお、補正前、補正後の利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で議案第4号を終わりました、次に、議案第5号の説明に移ります。

議案第5号令和4年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書の歳出から説明をいたします。6ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は97万6,000円の減額の補正で、1節から26節まで、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

7ページに移りまして、2款施設費1項施設管理費1目施設維持費は216万4,000円の減額の補正で、こちらも12節、17節、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

8 ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明をいたします。5 ページを御覧ください。

#### 1、歳入。

1 款使用料及び手数料 2 項手数料 1 目水道手数料は、給水装置工事事業者指定申請書審査手数料の確定見込みによる 1 万円の減額の補正。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、財政対策分 2 8 9 万 8, 0 0 0 円の減額の補正。

5 款諸収入 1 項 1 目雑入は、下水道料金事務負担金の確定見込みによる 2 3 万 2, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4 ページを御覧ください。

第 2 表債務負担行為であります。

事項、限度額は、簡易水道施設維持管理委託業務 8 1 8 万 4, 0 0 0 円で、期間は令和 5 年度であります。この債務負担行為につきましては、4 月 1 日契約のため、3 月中の入札執行を予定しております。

以上で議案第 5 号を終わりました、次に、議案第 6 号の説明に移ります。

議案第 6 号令和 4 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。6 ページを御覧ください。

#### 2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は 6 2 万 9, 0 0 0 円の減額の補正で、8 節から 2 6 節まで、確定または確定見込みによる減額。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費は 4 3 3 万 2, 0 0 0 円の減額の補正であります。1 1 節の通信運搬費は、実績見込みにより不足が見込まれます電話料 8, 0 0 0 円の増額の計上。その他につきましては、確定または確定見込みによる減額の計上であります。

7 ページに移りまして、3 款事業費 1 項下水道整備費 1 目下水道建設費は、汚水ます設置等附帯工事の確定によります 3 6 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明に移ります。5 ページを御覧ください。

## 1、歳入。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目下水道使用料は、実績見込みによります 80 万円の減額の補正。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、財政対策分で 452 万 4,000 円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4 ページを御覧ください。

第 2 表債務負担行為であります。

事項、限度額は、陸別浄化センター維持管理委託業務 3,440 万 8,000 円、期間は令和 5 年度であります。この債務負担行為も、4 月 1 日契約のため、3 月中の入札執行を予定しております。

以上で議案第 6 号を終わりました、次に、議案第 7 号の説明に移ります。

議案第 7 号令和 4 年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書、歳出から説明いたします。8 ページをお開きください。

## 2、歳出。

2 款の保険給付費につきましては、本年度の実績に基づく見込額により補正額を計上しております。

1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 102 万 9,000 円の増額の補正は、居宅介護サービス給付費で、利用者数に大きな変更はございませんが、実績見込みによります増となっております。

2 目居宅介護サービス計画給付費 29 万 7,000 円の増額の補正は、居宅介護サービス計画給付費で、利用者の増。

3 目施設介護サービス給付費 1,587 万 3,000 円の減額の補正は、施設介護サービス給付費、利用者の減であります。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費 110 万 2,000 円の減額の補正は、居宅介護サービス給付費で、利用者の減。

2 目介護予防サービス計画給付費 7 万 4,000 円の増額の補正は、居宅介護サービス計画費で、利用者の増。

次のページへ移りました、3 項その他の諸費 1 目審査支払手数料 3,000 円の増額の

補正は、実績見込みによる増であります。

4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費59万9,000円の減額の補正は、利用者の減。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費577万7,000円の減額の補正も利用者の減であります。

10ページを御覧ください。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、104万9,000円の減額の補正であります。12節の総合事業委託料は訪問型サービスAの委託料で、利用回数の減。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は46万7,000円の減額の補正。

3目認知症総合支援事業費は10万4,000円の減額の補正。

5目在宅医療・介護連携事業費は7万8,000円の減額の補正で、いずれも確定見込みによる減額であります。

5款諸支出金2項繰出金1目他会計繰出金は、保険者機能強化推進交付金の確定見込みによる5万8,000円の増額の補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明に移ります。5ページをお開きください。

#### 1、歳入。

歳入につきましては、議案説明書、資料ナンバー7に、先ほど歳出で計上しました補正予算に係ります介護給付費財源充当資料と地域支援事業財源充当資料がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は41万3,000円の減額の補正で、確定見込みによる現年度分の普通徴収保険料の減額。特別徴収保険料の増額であります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は359万7,000円の減額の補正で、歳出の介護給付費に係る国の負担20%、施設分が15%のルール分でありませぬ。

2項国庫補助金1目調整交付金は231万8,000円の減額の補正で、歳出の介護給付費に係る8.3%分。

2目地域支援事業交付金は48万5,000円の減額の補正で、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る20%分で23万6,000円の減額と、それ以外の地域支援事業に係る38.5%分24万9,000円の減額。

3目保険者機能強化推進交付金は、交付額の確定見込みによります5万8,000円の増額の補正。

4目保険者努力支援交付金も確定見込みによる7,000円の減額の補正であります。

6 ページを開きください。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金は 3 5 3 万 5, 0 0 0 円の減額の補正で、歳出の介護給付費に係る 1 2. 5 % 分、施設分が 1 7. 5 % 分となっております。

2 項道補助金 1 目地域支援事業交付金は 2 4 万 3, 0 0 0 円の減額の補正で、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係ります 1 2. 5 % 分、1 1 万 8, 0 0 0 円の減額と、それ以外の地域支援事業に係る 1 9. 2 5 % 分、1 2 万 5, 0 0 0 円の減額。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金は 5 9 2 万 5, 0 0 0 円の減額の補正で、歳出の介護給付費に係る 2 7 % 分であります。

2 目地域支援事業支援交付金は 2 5 万 4, 0 0 0 円の減額の補正で、地域支援事業に係る 2 7 % 分であります。

次に、7 ページに移りまして、6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は 2 9 8 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。1 節介護給付費繰入金 2 7 4 万円の減額は、歳出の介護給付費に係る 1 2. 5 % 分。3 節地域支援事業繰入金 2 4 万 3, 0 0 0 円の減額は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る 1 2. 5 % 分、1 1 万 8, 0 0 0 円の減額と、それ以外の地域支援事業に係る 1 9. 2 5 % 分、1 2 万 5, 0 0 0 円の減額。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等の減額に伴います 3 7 8 万 1, 0 0 0 円の減額の補正。

8 款諸収入 2 項 4 目雑入は 1 0 万 5, 0 0 0 円の減額の補正で、総合事業の利用回数の減による利用者負担金の減額であります。

以上で歳入を終わりました、続きまして、4 ページを御覧ください。

4 ページは、第 2 表債務負担行為であります。

事項、限度額は、認知症カフェ事業委託業務 8 8 万 8 0 0 0 円、生活支援体制整備事業委託業務 4 7 8 万 9 0 0 0 円で、期間はいずれも令和 5 年度であります。この債務負担行為も 4 月 1 日契約のため、3 月中の入札執行を予定しております。

以上で議案第 7 号を終わりました、次に、議案第 8 号の説明に移ります。

議案第 8 号令和 4 年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書の説明をいたします。歳出の 6 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の確定見込みによる 1 6 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。



次に、歳入の説明に移ります。4ページを御覧ください。

1、歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料2目普通徴収保険料は、確定見込みによる21万7,000円の減額の補正であります。

2款広域連合支出金1項1目広域連合交付金は、長寿・健康増進事業費補助金で、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、健康診査等受診率向上特別用分の確定見込みによります9,000円の増額の補正であります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は111万2,000円の減額の補正。

次のページへ移りまして、5款1項1目繰越金は、科目を新設しまして、115万7,000円の追加の補正で、前年度繰越金全額の計上であります。

以上で、議案第2号から議案第8号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第2号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、23ページからを参照してください。

1款議会費、23ページから2款総務費、32ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、26ページの2款総務費の1項総務管理費5目財産管理費24節積立金、この説明欄を見ますと、財政調整基金積立金、減債基金基金共に増であります。このことについてであります。議案説明書の資料ナンバー2に年度内の状況の見通しが記載されております。積立てと取崩しの差引きで見ますと、財政調整基金については8,998万8,000円余りの減少です。また、減債基金につきましても4,997万9,000円余りの減少と。また、これに関連するかと思いますが、その他の特定目的基金についても2億1,752万円余りが減少ということになっております。

このことから考えますと、財政調整基金、これは主に経常経費の不足分に充てられたと、そのように理解してよいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 財政調整基金の充当の仕方ですが、これは目的がありません

ので、財政の中で不足額等があった場合に調整を行うものとしております。中身としては、一般的な町村の考え方からいいますと、公共施設の改修等に充当しているのが多いわけですが、当町の場合は、公共施設の長寿命化を目指すための公共施設維持管理基金というのも積んでおまして、こちらも充当しております。ただし、この充当率は、どの基金も同じにしているのですが、大体事業費の6割程度としておりますので、残り4割程度については一般的な財源を充てようという考えで予算を計上しております。

その中で、今回の財政調整基金の充当先については、経常経費だけではなく、全体的な不足額にも、足りない部分については充てるという考え方でおりますので、経常経費だけということではございません。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁いただきまして、財政調整基金、それから減債基金、それからその他の特定目的基金、いずれも減少傾向にあるわけでありまして。財政調整基金の近年の動向を見ますと、令和元年度では、差引きですが6,195万円余り増加がありました。それが2年度で344万5,000円の減少。さらに、前年度、令和3年度では6,729万3,000円の減となって、減少傾向が続いているわけでありまして、ただいま財政調整基金の充当先は、特定なところではなくて全体でということでありましたが、今後の町の財政計画に特段の懸念材料があると、そういうものではないと、そのような考えでよろしいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員、今お話のとおり、基金は、これまでたくさん積んできていただいて、うちの財政もなかなか、基金を使えば健全な財政運営されている町村だと言われております。

ただし、ここ数年来は、先ほども申しましたように、公共施設の長寿命化等で修繕等にも充てておりますし、必要な事業を行うところに、持っている基金は充当して、できるときにやって、必要な財源については、また積み増しをするという考えが、今の段階ではその考えで進めるしかないかと思っております。事業を多くやれば、当然財源が必要になってきますが、現状では、国の補助も道の補助も、新しい事業が増えて古いのが残って、たくさんの財源が充当されるという状況にもございませんので、こういった基金、それから、交付税にも反映しますが、有利な町債、起債等を利用して財源充当するという考えであります。

ちなみに財政調整基金の基金積立ての考え方ではありますが、一般的には標準財政規模の5%から10%程度が健全だと言われておまして、この標準財政規模というのが、陸別町の場合は約27億5,000万円程度。5年度の基金充当で、大体健全な10%程度の財政調整基金が確保できると考えております。

さらに、今年度の繰越金の中から半分が財政調整基金に積み増しされることになりま

すので、財政調整基金については、大きく減額されないように気をつけながら調整させていたきたいと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 24 ページの報償費の、副町長の説明では、報償費 100 万円なのですけれども、今現在、マイナンバーの取得率というのは幾らなのか、何%ぐらいいっているのか。

この事業は、私は常にアンチ的なのですけれども、結局交付金の上乗せの、奨励金として国が、僕に言わせれば、こういう国のやり方というのはこそくだと思っているのですけれども、今、200 人追加することによって取得率が、国が言う基準に達するのかどうかということをお聞きしたいのですけれども、この点について。

それから、26 ページの積立金、今、さきの議員が質問していたのですけれども、私、今回、3 億 3,900 万円の積立てをすることなのですけれども、實際上よく分からないというか、数字の計算ができない私のほうが悪いのか。資料を見ると、3 億 3,900 万円を積むことによって、年度末現在高がこれとリンクしないような気がするのですけれども、その辺の説明をもう一度願います。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） マイナンバーの取得につきましては、2 月末現在の申請者数でいきますと 64.94%です。町の 5,000 円の商品券は 8 月からやっているのですが、その当時、事業を始める前は 600 人の取得者でしたが、今、2 月末では、申請者を含めると 1,480 人ということで、880 人がこの間に増えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 基金の関係であります。議員、今見ていただきますように、資料 2 の数字になります。3 年度末の現在高は、決算で示した数字になっております。積立て、取崩しについては、当初予算以降、令和 4 年度の予算の中で計上した金額をここに記載しておりますので、また、積立ての中の端数については、利息の額が入っていますので端数までありますけれども、予算と利率等の端数までを入れた金額を入れると、この年度末現在高が、令和 5 年度の今回の 3 月補正を含めた金額となっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） さきのマイナンバーの関係で、2 月 28 日現在で 64%。新聞で読むと 70%以上の取得率をすると交付金がお駄賃としてくれるという、そういう中で、新聞によると、池田がもう達成しているのです。だけれども、交付金を申請した結

果、思うとおりにならないというか、総務省だかなんかがよく分からないような説明をして、交付金が来ないのか来るのか、その辺が。簡単に言えば国策詐欺とも言われているこの方法を、当町としても、いわゆる追加予算まで組んで。今、課長の説明では、申請数によって、200人追加したということだと思えるのですけれども、その200人を追加することによって取得率はどのくらいの見込みになるのか、先ほども質問したのですけれども、もう一度御答弁願います。

それから、基金の関係ですけれども、資料の中にある年度末現在高の数字は、今回組んだ3億3,000万円を入れてというふうに、今の説明で理解したのですけれども、これがスタート地点になって、令和5年にどうのというふうになると思うのですけれども、そういう確認でよろしいのかどうか、もう一度お願いします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先に基金の関係を回答させていただきたいと思います。

今、議員御指摘のとおり、令和5年度のところに入っている数字が新年度で組む予算の金額となっておりますので、4年度末が、今現在の予算の中で進めているもので、5年度予算で計上されるものが、利息の分については円まで入っていますので、このままの額で、一番右端の年度末現在高というのが、5年度の予算を計上した後の金額となります。

この後さらに、例年ですと5月までに、またさらに残額があった場合に積立て等もしておりますので、そういったところで若干変わる可能性はあるというふうにお含みいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 2月末現在、取得者は1,480名ということで、増加分が880件です。予算は、合計で1,000名分見えていますので、差引き120名増えれば、合計1,600名ということで、取得率は70.2%まで上がります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 最後に、3回目なのですけれども、結局先ほど言ったように、国では、70%以上所得すれば交付金を上乘せしますみたいなことを言ったけれども、実際上は、先にやった町村は、今現在、池田だけと思っているのですけれども、ほかの町村は鳴かず飛ばずの状態です。今回、当町も200人追加することによって70%を超えるという期待目標を出されているのですけれども、いざこういうときになったときに、もちろん国は約束を守るのか守らないのか分かりませんが、来ないことはないと思うのですけれども、当初言っているような交付金ではないような気もするのです。全国的に競い合わせて、交付金取得みたいになっているのですけれども、もし予定どおりの数字が来なかったらどういうふうに対応するのか、その辺について一応考えら

れることをお答え願いたいと思います。

それから、何度聞いても、いわゆるスタート地点はどうかと、基金の関係。ここに出されている数字で、副町長の説明では、金額もきちっと明示されないのは、円単位とか金利の関係もあるのだけれども、そういう点では、およそのスタート、令和5年に向かうための、今回、3月、これから予算を組む段階も合わせるけれども、一応令和4年度末現在で、そこからスタートした令和5年のものはどういう数字になるのか、もう一度説明願います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先にマイナンバーの取得率の関係で、70%を超えてというお話がありましたが、現在のところ総務省から示されている中で、全国の全市町村を対象にした取得率による交付金の支出等については明言されておりません。ですので、今の段階では、取得率が高くなっても、何らかの新しい交付金があるということではないということを御理解いただきたいと思います。

デジタル関係で、ほかに補助金等ございまして、そちらの対象とするもの、していないものが明記されております。大きな事業で国の許可をもらうもの、そういったものについては制限があると聞いておりますが、当町ではそういった事業をまだ行っておりませんので、今のところ、取得率が低いからといって交付金がなくて、ほかの町より損しているというようなものではないと思っていただいて結構かと思えます。

それから、基金の関係ですけれども、スタートは、令和4年度の年度末現在高、これは見込みですけれども、これがスタートになります。昨年より総額で3億7,200万円ほど減額になっている状況です。これがスタートですので、令和5年度は、今度は新たに積立てと取崩しの予算を組みますので、来年度予算を組んだ後が令和5年度、年度末現在高ということになります。スタートは、あくまでも4年度末の現在高のところが見込額で、今の段階では決まっている数字とさせていただいて結構だと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 答えが曖昧という言い方をしたら失礼なのですが、いわゆる70%維持することによって、総務省なんかでもどれくらいの金額が出るみたいなことを一つの具みたいにしてきたのですけれども、もしそういうものが来なかったらどうなるのかということも含めて、捕らぬタヌキの皮算用で、先にいろいろなことを考えてはいないと思うのですけれども、そういったことについて。これは全国的に、詐欺行為みたいなことということで、各市町村、池田なんかは担当者を含めて一生懸命努力し

たのに来ないというのは何だというような憤激もしているので、その辺を約束どおりきちっと交付金があるような手段と。さっきの副町長ではないけれども、そういう奨励金は来なくても、また違う形で来るみたいな話もあったけれども、そういうようなことについて、町村会できちっとその辺を、だまし討ちと言ったら失礼ですけども、そういうようなことを町長としても各町村会で言わなければならない面はあると思うのですが、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） マイナンバーカードの取得率の関係でのお話ですが、町村会でも、ちょっと話が変わってきているとは思うのですが、交付税等の金額が調整されるだろうということで事前に総務省等の説明があったところです。その中で、その交付税等についての町村での差をつけるのはよろしくないということで、町村会等ではその申入れはもう既にしております。そういった中で、今現在でも総務省としては、交付税だとか交付金等については、今のところ基準の比率までいかなかったら減額するか、いったものについては増額するといった話はされておられませんので、5年度分については何の影響もないと思っております。

谷議員が言われている交付金の減額とかはされていないというのは、恐らくデジタル化の関係の交付金とか補助金があるのですが、そちらについては、この取得率を反映させて、国の補助金の採択等に影響させますということは言っていますので、内容としては、そちらのことで減額ということを言われているのか、交付金が当たらないと言われているのではないかと。あくまでも憶測ですが、そのように思っております。

それから、基金の関係につきましては、合計欄が全てでありまして、円単位が出ていますので分かりにくいのかもしれませんが、例えば令和5年度の積立金の8,542円は、予算上では千円単位になりますので、9,000円という形で積みますが、積立している中で、利息はもう計算されておりますので、分かる金額を計上しているという形であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。32ページまでありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費、33ページから4款衛生費、40ページ中段まで。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、3款民生費につきまして、2点お伺いいたします。

34ページの1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費、障害者訓練等給付費545万2,000円の増額についてであります。この当初予算額6,428万2,000円でありましたから、それに対する今回の補正額545万2,000円というのは結構大きな数字になります。この訓練等給付費の事業内容として、当町で行われております

のは、説明にありましたように、就労継続支援B型と障害者のグループホームと、この二つということになりまして、両方にも関係するという説明でありました。

補正予算書を見ますと、事業所内部のやり取りであれば、これに関連して介護給付費、施設入所支援費と生活介護サービスを行う介護給付費にも増減が発生するわけですが、それが無いということは、単純に訓練等給付費の就労継続支援B型、それから障害者のグループホーム共に、単純に人員が増えたと、そのような理解でいいのか伺います。

もう1点でございますが、36ページの3項児童福祉費3目児童措置費18節負担金、補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金18万円の減についてであります。これは先ほど副町長の説明を受けておりますので、再度お聞きすることになるわけですが、この給付金、これは令和4年度の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を充てたものでありまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業という形で、6月議会定例会で予算計上されております。

要件は、令和4年4月の児童手当及び特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割の非課税者となっております、1人当たり5万円で、当初は14人で70万円を予算化しておりました。その後、7月の臨時議会の補正で8名を追加して22名としておりますし、また、道の補助金で1人当たり1万円を22名分に乗せしております。そういう中で18万円が減額になったということですが、その減額の状況、議案の説明の際と同じことを聞くことになるのですが、その減額の内容を説明いただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、1点目の34ページ、19節扶助費の関係でございます。こちらにつきましては、副町長からも説明がありましたとおり、就労継続支援B型、それと共同生活援助、いわゆるグループホームの入居に関わる給付費でございますが、こちらの今回の増の要因につきましては、就労継続支援B型については、人数に変化はありませんが、利用日数が増えたために給付費が伸びているということ。

それから、一方の共同生活援助、つまり、グループホームにつきましては、当初予定より3名、実は入居された方が増えております。他の給付との関係の御質問ですが、この共同生活援助、グループホームに新たに入居された3名の皆さんにつきましては、まず、陸別にお住まいで、在宅から町外のグループホームに、いわゆる住所地特例として町外のグループホームに入居された方が2名、それから町内で在宅で生活されていた方が町内のグループホームに入居された方1名ということで、他の給付と影響のない、つまり、実人数が3人増えたというところで、今回の扶助費の増額補正とさせていただきます。

以上です。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 子育て世帯支援給付金につきましては、国費で5万円、道費で1万円の6万円の支給であります。3名分18万円の減額ですが、当初22名、予算を見ていましたが、2月末までの出生の子どもを含む事業でありますので、2月末の確定をもって減額したということになります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 38ページのコロナの関係で、ワクチンの接種で不用額132万6,000円になっているのですが、実際上、当町における1回、2回、3回、4回、5回までいっている中ですが、実態は、接種した人数とか分かると思うのですが、一体幾らぐらいだったのか。町民に対しての接種率というのも分かれば、ひとつ説明願います。

そして、今回余るということは、ワクチンの先買いはなかったと思うのですが、これだけのものが、医薬品配送も、ワクチンが余った上でのことだと思うのですが、そういった場合においてはどのような処理をされるのか、ワクチンの場合はとにかく生物ですから、1回仕入れることによって、使わなければならないという実態もあるかと思うのですが、その辺についてはどのような処置を取ったのか、その辺についての答弁をお願いします。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、新型コロナワクチンの接種状況でございますけれども、4回目を接種された方につきましては1,622名となっております。昨年の11月以降、当町の診療所において、いわゆるオミクロン対応の2価ワクチンの接種を始めました。その接種を受け方は、それ以降の接種については、とりあえず終わりますという流れで来ておりますので、3回目であったり4回目であったり、5回目でオミクロン対応型の2価ワクチンを打たれた方がいらっしゃると思いますので、オミクロン対応の2価ワクチンをどれだけの人が打たれたかというところは、先ほども数字を申し上げましたが、4回目終わった方が1,622名で、72.77%の接種率となっております。

それと、コロナワクチン接種の、今回、132万6,000円の減額のところでありますが、この予算につきましては、ワクチン本体を接種するための費用でありまして、事務的経費は含まれておりません。実際に注射を打つ回数に伴った数字となっておりますので、予算におきましては、全町民といいたいまいしょうか、対象者の全てがこの注射を打つという前提で予算措置しているところがございますので、先ほど言いましたとおり、100%の接種率には至っていないというところで、今回、132万6,000円が減額となるところであります。



それから、医薬品の配送の関係であります。これにつきましては、例えば町外で接種したいという町民の方がいらっしゃった場合に、当該町村の医療機関に必要ながあればワクチンを融通ということをしなければならないわけです。御承知のとおり、ファイザーのワクチンにつきましては、氷点下75度ぐらいで冷凍して輸送しなければならないというところで、その予算を見ていたものが医薬品の配送に当たるところです。今年度、医薬品の配送を行う必要性がありませんでしたので、今回、全額減額しようとするものであります。

それとあと、ワクチンの期限切れワクチンの御質問だったと思いますが、既にモデルナ社のワクチンについては、接種期限が終わったものがあります。これにつきましては、各医療機関において、市町村において適切に処分してくださいということでありましたので、期限の切れた薬剤につきましては適切に廃棄処分をしたというところで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 細かくというか、その辺が、アバウトでもいいのですけれども、結局廃棄しなければならないのは、どこでもここでも普通の廃棄物と違って、医薬品関係は相当な処理料というのがかかると思うのです。今回こうして減額されたけれども、そういうものもちゃんと精査してやったのかどうかということを知りたいのです。というのは、ワクチンの場合においては、国の負担で全部処理してくれるのであれば一番ハッピーなのですけれども、そうでない場合は自治体の責任で、簡単に言えば、過剰に仕入れて過剰に余ったということではないかもしれないけれども、町民の理解を得ながら、人数分がこなされなかったという実態はあろうかと思うのです。かなりワクチンに対する不信感というのがあったから。その辺についての処理とか、きちっと精査して、こういうふうにならなくて出てきたのかどうか、もう一度伺います。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 先ほども申し上げましたが、132万6,000円の減額につきましては、あくまでも注射を打つ行為に関する予算でありますので、この経費の中に薬剤の処分料等々はこの中には含まれておりません。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。40ページ中段までありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、5款労働費、40ページ中段から6款農林水産業費、45ページまで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 44ページから45ページにかけての1目林業振興費の18節負担金補助及び交付金の、補助金の林業担い手対策推進事業754万円の減額について

お伺いいたします。

この事業は、森林環境譲与税の一環の事業として行われまして、当初1,854万9,000円組んでおりまして、これについては、担い手確保とか労働環境の改善とか、機械導入について実施されておりましたが、減額の内訳について、どのようになったのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 林業担い手対策推進事業の754万円の減額についてでありますけれども、内訳といたしましては、林業機械の導入に対する補助が、当初3件で1,500万円ほど見込んでおりましたが、うち1件が機械の納期が大幅に遅れるといった理由から申請を取りやめたことによりまして、500万円の減が発生しております。

また、労働環境の整備ということで、安全装備品の購入等の予算も一緒に計上されておりますが、こちらも当初の見込みより大きく減りまして、安全ズボンとかジャケットなどの新規雇用者向けの購入事業が減ったことによりまして減額となっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ちょっと確認したいのですが、前の説明の中で、リース機械はオーケーということでございました。例えば中古機械関係については該当になるのかどうか、その辺。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 林業機械の導入についてですが、中古品あるいはリース品といったものも対象としております。今年度につきましては、たまたま新規購入が2件であったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、41ページの5款労働費について伺います。

1項労働諸費3目雇用再生対策費18節負担金補助及び交付金、地元雇用促進事業で533万円の減額についてであります。これは、町内における雇用を促進することで定住化を図るということを目的に実施されてこれまで来たものであります。今年度、対象となる期間や助成額、また、対象人数の制限などの改正を行っております。この補正額、減額に改正が何がしかの関係をしているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 地元雇用促進事業の減額についてでありますけれども、議員お話のとおり、制度改正、制度変更がございまして、1事業所当たり、2件が上限である。あるいは月当たりの助成額が3万円に変更になっている。そういったことを含めまして、今回減額となったわけでございます。

なお、採用したものの途中で中途退職された方、あるいは採用時期が4月ではなく5月、6月といった遅れ等々も理由の一つ挙げられると判断しております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 制度の見直しがあって、その影響も多少あったような答弁でございました。この制度の改正は、それなりに目的を持ってやったと思います。したがって、まだ改正から1年目でございますから、今すぐの見直しは考えていないだろうと思いますが、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 令和4年当初に制度の変更がございましたので、当分の間はそのままの条件で進めたいと考えております。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 44ページだと思うのですがけれども、資料ナンバー6の関係でお聞きしたいのですがけれども、ひょっとしたら議題外になってしまうのかもしれませんが、6の説明では、今、道路の改修と同時に配水管を整備しているのですが、上陸別地区のいわゆる水道関係というのは、水源地から引っ張ってきている中で、国有林を通過している中で、そこに行くまでの道路が洪水があるたびに壊れるという話で、まだ水道管まで行っていないのかもしれませんが、安定的な水道を確保するにはきちっと。簡単に言えば林道を町道として認定しながら整備しないと、上陸別の人たちの水道が将来、今の異常気象で何が起きるか分からない中、そういう計画を立てた水道配管と道路の関係について、上陸別地区の改良を考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員御質問の第2上陸別地区の営農用水整備事業ですが、今、現段階のところ、水源地となります国有林地内から浄水場のありますところまでは、導水管と言われる原水、川から取った水を導水する管の整備は終わっております。ここの間に、今、議員がおっしゃられた道路があるわけなのですが、水源地そのものが国有林地内ということと、あと、そこの途中から、回り道の中で国有林があるわけなのですが、国有林のその土地につきましても農林水産省の土地ということもありますし、そこを今、町道として認定して町で管理するという形については、今、管理者が国という形でございますので、町としては、町道として管理するという形にはならないかと思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 水道の関係については、送水管は整備されているのかもしれませんが、私も何回かあそこを通過して見ているのですが、かなり川自身が荒

れると、橋もあるのですけれども、そういったために、周りに農地の地権者もいるのです。そういう人たちも牧草の管理にしても畑の管理にしても、そこを通らなければならない中で、道路というのをきちっとしていないと、一々通りたびに、壊れるたびに林野庁というのか、森林管理署に許可を得なければならないとか何とかと。水道の水源地までもし壊れたときにはかなり不便な面があると思うのです。そういった面について、いわゆる町道としてきちっと認定して整備することが、安定した水道事業ができるのではないかと私は思うので、今の説明では、町道としての認定は考えていないというのですけれども、将来的にはそういうことを考えないと、周りの農地を利用する人たちも道路がきちっと確保されないと、一々森林管理署に許可を得なければならないような形ではない形を取ることが、安定的に安心して使えるのではないかとと思うのですけれども、これは、水道と同時に農地の関係も含めて、その辺について、今後鋭意努力して行ってほしいと思うのです。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 道路としましては、確かにそれまでの町道の部分から地続きで、道路としては形となっていますし、そこに一般の利用者の方たちにはどちらの管理だということの分けがなかなか分からない部分はあると思います。私どものほうとしましても、国有林地内のほうに水源地があるということで、毎年国有林のほうには、適切な維持管理と緊急時の対応についてということで協議、また、要望もさせていただいております。今後も引き続き、森林管理署のほうとは連携しながら、必要な対応については随時協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（本田 学君） ほかに。45ページまでありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、7款商工費、46ページから9款消防費、51ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費、52ページから12款公債費、60ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は11ページから22ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正についての質疑を行います。6ページから10ページまでの第2表から第4表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号令和4年度陸別町一般会計補正予算(第8号)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから10ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第3号令和4年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5 ページから 7 ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第 2 条、債務負担行為及び第 3 条地方債の補正について質疑を行います。4 ページの第 2 表から第 3 表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 4 号令和 4 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第 4 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 5 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5 ページから 7 ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第 2 条債務負担行為について質疑を行います。

4 ページの第 2 表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 6 号令和 4 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 下水道の関係とさきの上水道との関係なのですけれども、5ページ、歳入の場合80万円の減額になるのですけれども、これは収入がないということなのですけれども、水道のほうはさほど減額がないのに、下水道のほうは80万円もあるというのは、どういうつながりなのかと疑問に思っただけで質問するわけなのですけれども、いずれにしても、町民の利用人数の減によって収入の使用料が減ったのか、それとも町民の方が節水することによって利用量が減ったのか。下水道は上水道と大体リンクしていると思うのですけれども、この80万円という減額はどのような原因なのか説明願います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 水道と下水道、確かに料金につきましてはリンクするところがあるわけなのですが、下水道区域内から外れた部分につきましては、こちらのほうで言うとトナム地区ですとか、そういったところについては下水道料金に大きく賦課されない部分がありますので、必ずしも水道料金と下水道料金が全くイコールでリンクして行く形には料金上はならない形になります。

あと、料金の見込みが予算より減額になったという部分なのですけれども、これは使用量のほうが減ってきているわけなのですけれども、これにつきましては、使用戸数、人口等の減によるものが要因だと考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これは、人口が減っている状況と符合するところだと思うのです。そういった意味で、さりとてどんどん使って下水道料金も利用量もきちっとという範囲ではないような気もするけれども、さりとてこのままで行くと、これは独立会計なので、採算が合うようにしていなければならないと思うのですけれども、収入がない分だけ、処理する薬剤なんかを使う上で、そういった面との分岐点というものを考えていかないと、早めに予測する、そういう想定はしているのかどうか伺います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 先ほど人口の減少という形で御説明させていただきましたが、その中でもう一つプラスさせていただくのが、観光人口なんかも水道料の中の一つになると思います。今いろいろとコロナ禍の中で、人の動きも少ない中、観光需要の部分も減ってきているのも事実かと思えます。

それと、料金の適正な部分につきましては、これまでうちのほうで経営戦略を一度立てさせていただきましたが、今後、会計の移行も落ち着きましたら、改めてその辺もき

ちんと見直していかなくてはならない時期になりますので、そういった中で各関係機関にお諮りしながら、今後、料金についても考えていかなくてはならない部分が出るのかと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為についての質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号令和4年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号令和4年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第11 議案第9号職員の降給に関する条例の一部を改正する  
条例

◎日程第12 議案第10号職員の分限についての手続き及び効果に  
関する条例の一部を改正する条例

◎日程第13 議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例

---

○議長(本田 学君) 日程第11 議案第9号職員の降給に関する条例の一部を改正する条例から日程第13 議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第9号職員の降給に関する条例の一部を改正する条例についてですが、人事評価の実施結果を職員の降給の事由に反映させるため、所要の改正を行うとするものであります。

続きまして、議案第10号職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてですが、人事評価の実施結果の職員の分限の手続きに反映させるため、所要の改正を行うとするものであります。

続きまして、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、人事評価の実施結果を勤勉手当の支給額に反映させるため、所要の改正を行うとするものであります。

以上、議案第9号から議案第11号まで、3件を一括して提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第9号職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書2ページ及び資料では、ナンバー8-1及び8-2の新旧対照表、以上を御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、人事評価の実施結果を職員の降給の事由に反映させるため、所要の改正を行うものでございます。

まず、新旧対照表で説明いたしますが、第3条の改正については、降格の事由でございます。

第3条第1号ア中、従前「職員の勤務の状況」と規定されていた文章を改正するものでございます。

第4条の改正につきましては、こちらは降号の事由でございます。こちらも職員の勤務の状況と従前規定されていた文言を前条と同様の改正をするものでございます。

議案書2ページにお戻りいただきたいと思います。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げさせていただきます。

附則、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の職員の降給に関する条例の規定は、令和6年度以後の年度分の職員の降給の事由について適用し、令和5年度分までの職員の降給の事由については、なお従前の例による。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます、続きまして、議案第10号の説明をさせていただきますと思います。

議案第10号職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書 3 ページと議案説明資料ナンバー 9 の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、こちらでも人事評価の実施結果を職員の分限の手續に反映させるための改正でございます。

第 2 条第 1 項の改正、こちらは、人事評価の実施結果を反映させるように改正するものでございます。この中で、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号の規定とございますが、こちらは、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合を規定しております。

今回の改正では、人事評価の実施結果を反映することなどにより、より明確にしたものでございます。

議案書 3 ページにお戻りください。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の職員の分限についての手続きについて適用し、令和 5 年度分までの職員の分限についての手續については、なお従前の例による。

以上で議案第 10 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 11 号の説明を行いたいと思います。

議案第 11 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

こちらは、議案書 4 ページ、資料は、資料ナンバー 10 の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

今回の改正は、こちらでも人事評価の実施結果を勤勉手当に反映させるため、所要の改正を行うものでございます。

第 16 条第 1 項の改正は、職員の人事評価の実施結果を反映するように改正するものでございます。

第 16 条第 2 項につきましては、再任用職員について、こちらでも同様に勤勉手当に反映させたものでございます。

議案書 4 ページにお戻りいただきたいと思っております。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の勤勉手当について適用し、令和 5 年度分までの勤勉手当については、なお従前の例による。

以上で、議案第 9 号から第 11 号の説明とさせていただきます、以降、御質問によるお答

えしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 職員に対するペナルティーみたいな感じだと思うのですけれども、いずれにしても、こういう問題は労使間の協議の上で合意されたのではないかと思うのですけれども、その辺についての経過等についてあればお答え願いたいと思います。

それから、近年、労使間だけでなく職場の中における、いわゆるパワハラあるいはいじめというか、そういうような状況の中で、本人がきちっと集中した仕事ができないとかなんとかというメンタル的なものが事実的に現れた場合には、事実としてつかまれて、自衛隊の中でさえも裁判沙汰にもなっているという現況の中で、そういう場合にはどういうふうに対応するのか、その辺もきちっと考えておかないと、最終的に勝った負けたの世界になって、執行関係に影響も及ぼす可能性もあると思うのですけれども、さっき言ったパワハラ、セクハラいろいろの中で、男女平等の社会になればなるほどそういうリスクが伴うと思うのですけれども、そういったことがもしこういう業績に関係したとなれば、どういうふうに対応していくのか、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） ただいまの御質問にありました労使間の合意、人事評価制度に関してのことでございますが、昨年度から組合のほうと協議をいたしまして、現在、人事評価制度の検討委員にも組合のほうから選出していただき、マニュアル等の内容の検討などをしております。

もう一つの質問でございますが、パワハラやセクハラなどの申出等の扱いでございますが、もちろん窓口は総務課ということになりますが、人事評価検討委員会の申入れなどもできますので、申入れという形で、何か御意見などがある場合は、そのようなことも申出を受けるような体制にはなっております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） ですから、結局精神的な問題によって仕事に熱中できないとか、与えられた仕事がこなせないというのは、メンタル的なものがあるかと思うのです。そういった面での要因をきちっとつかまえた上で対策していかないと、当町におい

てという言い方はまずいかもしいけれども、新人の職員が来て1年も、僕らにすれば顔を覚えて名前を覚えられた頃にはなくなるというか、開くまでも職業の自由な選択ですから、それは本人の意思なのですけれども、そういった中で、今後、せっかく育てられたというか、役場の職員、公務員の資格を取ったといえども、現場の実践を覚えるのには最低でも3年はかかると思うのです。そういったようなことを含めると、早期退職とかにつながらないように、そうでなくても当町における職員、行政関係だけでなく事業所なんかもあろうかと思うのですけれども、そういった重要な人材を育てることが基本だと思うのです。そうでないと、今言ったこういう厳しい形でいって、最後は本人が嫌になるということにならないように、そういう措置も考えた上でやっていかないと、それでもなおかつ、本人と話し合うことはすると思うのですけれども、そういったこともきちっと措置ができるのかどうか、その辺についてお答え願います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ただいま谷議員のおっしゃられたことについては、人事評価とは関係なくて、ストレスチェックの関係かと思います。ストレスチェックにつきましては、平成28年度から当町では確実にやっております、足寄の国保病院の先生にも相談できる体制をつくっております。衛生委員会もここに絡んでおりますので、それについては、そういった別な組織の中できちっと対応できるようにしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいま谷議員からの質問の中で、人事評価については、労使間でマニュアルが検討されるということでお聞きしたのですけれども、人事評価という言葉で、どういった主観が入ってくるのか分かりませんが、おのおのの職員が自分の仕事を一生懸命やっている中で、どんな評価をされて、それが給与に反映されるかというところで、どういった項目が評価になるのかというのも、労使で協議された後に皆さんに公にされて、仕事をされていくのか。

あと、評価ということなので、給与に反映される面が絶対的な評価、学校でもありますが、絶対評価なのか総体評価なのか、それぞれが一生懸命仕事をやっていて、評価が高いか低いか判断されてしまうのか、優劣がついてしまうような評価なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） ただいまの質問でございますが、人事評価制度の中身というがございますが、各職員がそれぞれ期限内に目標を立てて、1年間またはもう少し短い期間で、それぞれの期ごとの目標を立てて、それに対する評価をするということと、そういう業務的な評価と、あと、能力的な評価、それも自分で項目についてしていただ

くという形でございます。それを客観的に複数の人が段階的に評価していくと。当然評価が本人の判定との違いがあれば、それについてはコメントなどをして、また、面談の機会なども設けてやっていくことでございます。

今、議員が言われたように、評価の総体の考えでございますが、総合評価という形になりますので、具体的にどのような判定が何人必ず要るとか、そのようなものではございません。

以上で、説明を終わります。

○議長（本田 学君） 6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） 最終確認なのですけれども、職員の降給に関する条例の一部を改正する条例ですから、例えば役場庁舎内にこれだけの課があって、各ポスト、異動は当然ありますから、それがどんどん行く中で、自分に対して評点をつける、評価をつける。そこで、降給という文字を使うとなると、最下位で判断するとあるのですけれども、逆に言えば、私は、庁舎内で職員を守るぐらいの気がなかったら、一生懸命頑張っただけ働いていても、この人は能力ないといったって、その課にいたら能力がないかもしれないけれども、異動の対象になっていけば自分に合ったポストで頑張れる。例えば建設課という課は、仕事としてはかなりずっと一緒ですよ。それが仮に福祉担当に行くと福祉のことを覚えて、今度、農林課へ行って牛のことを覚える。これは特殊な仕事です。その人に対して評点をつける、降給ですというのが何か、さっきから聞いていると、ちょっと意味が違うのと同時に、最近、ネット等のニュースでは、公務員が辞める、離職率が最近一番高いと。胸を張って入ってくる公務員が辞める率が多いというのは、やはり役場庁舎内でせつかく来た職員を守る。その人に合った適材適所をまずは見つけて頑張ってもらおうとか、いきなりあなたは教育委員会です、税ですといったって分からないと思うのです。そういう判断は非常に難しいと思うのです。同じ課にいるならいいです。同じ課にずっと何年もいて、やっぱりこの人は能力ないと、自分で言うのか、私には無理です、この課はと言って最下位にするのか、異動を申し入れるのか、そこから辺も含めて、幾ら条例の一部を改正する条例といっても、降給なんていう言葉を使ってしまうと、やはり精神的なものもあると思うし、頑張っただけ頑張っただけ、残業して頑張っただけやるのだという職員が、やはり頑張ってもこの課は無理ですとなったとき、自分で降給ということ判断するのか、ほかの課に行くと頑張ってみるかとか、最近、公務員が役場庁舎内で本当にうまくいっているのかという疑問もございます。

やはり降給なんていう言葉は、後の後に置いておいて、やはり各課で頑張ってもらおうというぐらいの意気込みで、副町長にしっかりしてもらって、各課長にしっかりしてもらって、きちっとスキルを図って、庁舎内でどの課に行っても、この人はスペシャリストですというぐらいに育ててほしいなど。降給なんていう言葉を最初から聞いてしまうと、どうなっているのだ、役場庁舎内ということになるので、この言葉も気をつけて、役場職員として全員が頑張るという気持ちでいてほしいなど、私の思いです。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） この制度の中で、今、降給に限定してお話しされましたが、これらについては、当然研究・研修も必要になってくると思うのですが、基本的に、国家公務員等と言われているのも、職員の意識向上のための制度ですということなのです。そういった中で、降給前提でやるわけではなく、当然、先ほど総務課長が言いましたが、本人が目標を立てます、まず。それに本人が近づけてできれば、当然できる人とできない人の差をそこでつくっているわけではなくて、その人の中の目標値に合わせた基準をつくるわけです。その人はできますと、レベル的には、1年目だし何も分からなかったけれども、ここまでできましたという基準をつくった評価をしていかなければならない。一番の問題は評価する側だと思います。評価するのは非常に難しいので、この辺についても研修を重ねていかなければならないと思っております。

先ほど議員が言われましたように、できる人とできない人の差をつけるのではなくて、この人がどこまでできるのかを見極めていくのが上司の責任になってくると思えますから、その辺は、議員が今お話しされたようなことを踏まえまして、この制度をよりよく、職員も理解しながら利用できるようにしていきたいと思っております。

降給については、降給をなしにというのではなく、こういう基準もあるので頑張らしましょうということで考えていただけるといいかと思えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当にそうだと思うのです。この降給というのが不明にならないように。そして、コロナで3年間を失われた、職員を見ても皆さんオンラインによる会議、出張もない、どこもない。これからは研修の場が多いですから、どんどん若い職員には研修に行ってもらって、同じ役場職員の仲間がたくさんいる研修に出ていってもらって、お互いにいろいろな情報交換をしたり、どんどん外に出して、各課長が見守る中できちっと職員に頑張ってもらいたいという思いでおりますので、どうかひとつよろしく願いをいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 条例と別としましても、マニュアル等もいろいろと委員会の中でももんで、悪いところは当然直さなければならないと思えますが、マニュアルをみんなが理解しながら利用できるようにして、適正に活用できるように努めていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第11号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第12号陸別町文化財保護条例の一部を改正する



## 条例

---

○議長（本田 学君） 日程第14 議案第12号陸別町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第12号陸別町文化財保護条例の一部を改正する条例についてですが、専門的な事案を取り扱う文化財審査委員の担い手の減少に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第12号陸別町文化財保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書5ページ及び議案資料のナンバー11を御覧いただきたいと思います。

陸別町文化財保護条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「委員5名」を「委員4名以内」に改める。

附則、施行期日、この条例は、令和5年6月1日から施行するであります。

経過措置、この条例による改正後の陸別町文化財保護条例の規定は、令和5年6月1日以後の審査委員会委員の組織について適用し、同日前までの審査委員会委員の組織については、なお従前の例による。

以上で、議案第12号の説明とさせていただき、以後、御質問によりお答えしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 保護条例の関係で、今まで5人が4人になった要因は何かという点と。

それから、今現在任命されていると思うのですけれども、その人たちが在籍というか、今までどれくらいの方がいるのか、何年ぐらい勤めているのかということなのですか、その辺と。

こういう保護条例の場合は、かなりの知見というのか、知識のある人が必要だと思うのですが、やはり長年になるとマンネリ化するという可能性もあるので、心機一転した形で、簡単に言えば意欲のある人を、これをするによって成長していくというのですか、そういう人を見込んだ委員にしていかないと、人数は減るは、今までと大したということでは問題がありますので、その辺についての見通しというのか、今後の対策というのか、考え方をひとつ伺いたいと思うのです。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 本条例の内容につきましては、所管の教育委員会のほうから説明いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島教育委員会次長。

○教育委員会次長（副島俊樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、要因といたしましては、提案の理由にもありましたように、人口減少によりまして、専門的な事案を取り扱う人材の確保がなかなか難しいということもございまして、現在5人となっておりますところを4人以内ということに改正したいとこととでございます。

現在5名の方が委員として委嘱させていただいておりますけれども、一番長い方が平成22年から14年間やっております。この方が間もなく80歳を迎えるという方でありまして、それ以外の方につきましては、令和元年からが1名と令和3年度からという方が3名の今5名という状況であります。年代は、令和5年の任期満了時点で80歳が1名、70代が1名、60代が2名、40代が1名という構成でございます。

過去には、80歳を超えてやっていたというところがかなり長い期間続いておりましたが、令和元年度ですとか令和3年度に組織の若返りといいますか、交代をしていただいております。

会議自体は年間2回ほど実施しております、事業報告または事業計画を説明いたしまして、いろいろ御意見をいただきながら、文化財保護または周知、活用活動について取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 2,200人のますの中で、専門的な人にしてもらおうというのは、いろいろな面で難儀があるかと思うのです。長年やっていく中では、全てが悪いとは言わないけれども、やっぱり惰性というかマンネリというか、そういうものになると、陸別における文化財の、簡単に言えば結構観光面にも影響することもあるのですよね、文化財というのは。そういった意味で、ほかの町村から、いわゆる陸別町以外の人たちが来るという状況の中では、必ずしも年齢の問題ではなくて、最高学府を出た人が、人とのつながりも、それなりの知識も持っている、その土台の中で陸別の文化財の発掘というか、広めるということが必要だと思うのですけれども、とかく当町においては、出身地が陸別ではないというようなことがあっては問題があると思うのです。先ほども言ったように、そういう知識を身につけた、最高学府を出た人は、町外の人を、していないとは言わないですけれども、そういうことを含めて、そういう中での人材的というか、人とのつながりが大事な分野だと思いますので、その辺を選考しながら、今、説明では若い人たちが来た、若ければいいというものでもないけれども、年のいった人

は、言い方は悪いですがけれども、それは顧問として残すような形で、相談役というか、そういう形で切れ目なくつないで発展できるような、そういう方法で、今回1名減人ということになりますので、その辺を考えた上で任命していただきたいと思っています。そういうことで、お答えしてもらえれば幸いなのですからけれども。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今回の文化財審査委員の条例改正ということで、委員5名を4名以内ということなのですからけれども、谷議員からもいろいろ専門的知見だとか長年のマンネリ化だとか、いいところも悪いところもいろいろかと思っています。5人の委員の今現在の中で、実は2年任期で、毎回任命を繰り返していったということになりますけれども、前回、令和3年のときに5人中3人の入替えをしております。令和元年のときに1名を入替えということで、実は令和3年5月末までの中では、先ほど言いました、今現存で一番長い十三、四年の委員の方がいらっしゃいますけれども、それ以外の3人については、30年から40年間ずっと委員をしていただきました。なかなかそういう専門的な知識を持たれている方が町内にいなかったということもあるのですけれども、教育委員会といたしましては、非常勤特別職的な委員については、基本的には70歳ぐらいのところを切りとして、余り高齢の方をずっと委員に任命するということが御負担もかけるのかということで切替えをしているところでもありますけれども、なかなか文化財審査委員につきましては、そういうところに至らなかったということで、実は80歳過ぎてもお願いしていたというのが実態でありました。

ここ最近、文化財に興味を示していただける方も見受けられたということで、人数の入替えもしておりますけれども、今後、新陳代謝も含めて、今現在の委員が任期、うまく入れ替えるような体制は必要だと思っています。これが5名ということがかたくなになっていると、なかなか辞めるに辞められないと、我々も引き止めざるを得ないという状況にもなってくるかと思っておりますので、今回5名というものに、以内というものを改正させていただいて、現存、これから状況を見たときに、総合的に判断して、5名を4名にしていける状況に今後なっていくということも踏まえて、今回の改正に至っているということでもありますけれども、退任された委員におかれましては、今後もアドバイザーだとか、いろいろな形の中で御意見をいただきながら、つながりを持っていくという形を今後も続けたいと思っておりますので、委員の任期が終わってすぐ終わりではなくて、今後も引き続きいろいろ御参考、御意見をいただきながら文化財の推進に努めさせていただきたいという形の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号陸別町文化財保護条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第13号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営  
の基準に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第16 議案第14号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及  
び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長(本田 学君) 日程第15 議案第13号陸別町家庭的保育事業等の設備及び  
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例から日程第16 議案第14号陸別町放  
課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例までの  
2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第13号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営  
の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、家庭的保育事業等の設備及  
び運営の基準の改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであり  
ます。

続きまして、議案第14号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の関  
する条例の一部を改正する条例についてですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運  
営の基準の改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第13号及び議案第14号の2件を一括して提案いたします。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議  
のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(空井猛壽君) それでは、議案第13号及び議案第14号を  
一括して説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、令和4年通常国会におきまして、児童福祉法の一部改正  
の審議の際に、国の基準に従いまして、自治体条例で定める事項として、児童の安全の  
確保を追加する修正案が可決されたところです。

また、附帯決議といたしまして、送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全の確保に関する計画を策定すること。職員の訓練、研修、保護者説明の実施などにより、実効性を確保することとされたところです。

併せまして、昨年9月でありますけれども、静岡県において認定こども園の送迎バスに置き去りにされたお子様が亡くなるという事案が発生したことを受けまして、自動車を用いた送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が加えられたこととする内容でございます。

これらによりまして、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、それと、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準がそれぞれ改正することに伴いまして、この基準に従い、町条例を制定していることから、同様の改正をしようとするものでございます。

それでは、議案第13号の内容については、新旧対照表を用いて説明をさせていただきますと存じますので、議案説明書、資料ナンバー12-1をお開きください。

第7条の2は、安全計画の策定等に関する新設する規定でございます。

第1項では、日常生活における安全に関する事項を安全計画として策定し、必要な措置を講じなければならないとの条項を規定するものでございます。

同条第2項につきましては、職員に対する研修、訓練に関する規定であります。

同条第3項は、保護者説明に関する規定をしております。

同条第4項につきましては、本計画の見直し変更についての規定をしているところでございます。

第7条の3は、送迎用の自動車を用いる場合の安全の徹底に関し新設する規定でありまして、第1項につきましては、利用乳幼児の所在を確実に確認することを規定しております。

同じく第2項には、ブザー等見落とし防止の装置の設置を義務化する規定を設けております。

ただし、このブザーに関しましては、資料ナンバー12-1の下から2行目、(運転席並びに)という文言がございますが、これにつきましては、容易に利用されている乳幼児の所在が確認できる、例えば2列しか座席がない車などについては、ブザーをつけなくてもよろしいというような規定を設けております。

第10条につきましては、現行のただし書きを削除いたしまして、「他の社会福祉施設等との設備、職員の兼用」に関しては、「保育に支障のない限り」と改めるものでございます。

第14条につきましては、現行の必要な措置をより具体的に明記するために、第7条の2に規定する安全計画に基づく内容に改めようとするものでございます。

以上で、新旧対照表を用いた議案の説明を終わりたいと思います。

それでは、議案書7ページ目にお戻りください。

ただいま本文の説明を新旧対照表を用いて説明させていただきましたので、議案本文の朗読は割愛させていただきます。

附則であります。施行期日については、令和5年4月1日から施行する。

それと、経過措置といたしまして、送迎用の自動車へのブザー等の見落とし防止装置の設置に関しましては、令和6年3月31日まで猶予するものの、それまでの間、利用乳幼児の所在確認を確実にを行う義務を規定しているところでございます。

議案第13号については以上でございます。

続いて、議案第14号の説明を行います。

こちらにも新旧対照表を用いて御説明させていただきたいと存じますので、議案説明書、資料ナンバー13-1をお開きください。

まず、6条の2、安全計画の策定につきましては、先ほど御説明した議案第13号と文言は同様であります。事業名が放課後児童健全育成事業に変わっているだけで、中身については同様の条文となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次の6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認についてですが、放課後児童につきましては、小学生となりますので、乳幼児とは違いまして、車内での見落としリスク、こちらが低いことから、ブザー等装置の設置は求めずに、乗降後の所在確認を確実にを行う義務を規定する内容としております。

次に、第12条の2であります。こちらにつきましては、業務継続計画、いわゆるBCPの策定の努力規定を新たに設けるものでございます。BCPにつきましても、第6条の2に基づく研修、訓練、計画変更について、第6条の2を準用した規定としております。

次に、第13条は、議案第13号と同様の内容でありますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、新旧対照表を用いた議案の説明を終わらせていただきます。

それでは、議案書の9ページ目にお戻りください。

ただいま本文の説明を新旧対照表を用いて説明をさせていただきましたので、議案本文の朗読は割愛させていただきます。

附則です。施行期日については、令和5年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、令和6年3月31日までの間、第6条の2第1項から第3項の規定、安全計画の策定、職員の研修、訓練、保護者周知については1年間猶予するという旨の規定をしているところでございます。

以上、議案第14号の説明させていただきます。

議案第13号及び議案第14号の説明については、以上でございます。

以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから、議案第13号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） こういう条例を設けなければならないという今の、これは必ずしも陸別だけでなく、日本全国的における非常に悲しいことだと私は思っています。というのは、今後、将来のある子どもたち、僕にすれば子どもは宝です。それを守る我々大人が未然に防げない事故等、過失、失念、そういうものはあってはならないと思うのと同時に、昨今、意味の分からない形で、簡単に言えば、自分は死刑になりたいから人を殺したいという信念というのか、これも今までの育ち方や育て方かと思うのですけれども、今回のは、過去に起きた置き去りで幼児が犠牲になったというけれども、今の時代は、全然分からないで、浸入してきて、先ほど言ったようなことをやる人が現れると。それは、その人の障害的なものだと思うけれども、大人として、例えばバス通をしているわけなのですけれども、事前に大人しか、運転手しか大人はいないのですけれども、その人が予防を張れるような、今回の学校でも先生が体を張って、さすまたを持っていたということもあるので、そういうことも、防犯という面も考えていかないと、大事な子どもが、たとえ1人犠牲が出てからこうするああするではない形を取っていかないと駄目な時代なのかと思うので、その辺は、すごく人間不信になる悲しいことだと思いますので、事前に考え得ることを今のうちから対策を取ってほしいと。置き去りの問題で、こういう条例がどうのというのですけれども、防犯を考えたときに、近年、親と一緒に遊びに行ったらなかなか帰ってこないで、行方不明という、こういう僻地の中ではあり得ることなので、それは犯罪ではないのかもしれませんが、そういうことも常に対策として、あるいは訓練等を進めることを条例でどうのこうと設けることではない、そういう体制というのを考えていってほしいと思いますけれども、今、全国的に起きている事案について一つ一つ検証しながら、陸別に当てはめて、どこまでそういうことが防げるのかという研究、対策を取ってほしいと思いますけれども、そういう点どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員のおっしゃることは、もったもだなと思って私も拝聴しておりました。陸別としても、議員おっしゃるように、そういうことがないように、いろいろできるようなことは、事業者も含めて前に進めていくというか、善処していきたいと思っています。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第15号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第17 議案第15号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題します。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第15号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第15号の説明をいたします。



陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第8条の規定は、出産育児一時金の規定であります。8万円の引上げになります。

出産育児一時金につきましては、この条例の施行規則で産科医療保障制度の保険料相当額として1万2,000円を加算して支給されておりますので、実際の支給額は、現行42万円から8万円引き上げまして50万円の支給となります。

附則を読み上げます。

1、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2、経過措置、この条例の施行日に出産した被保険者に係る陸別町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

資料ナンバー14に新旧対照表を付していますので、後に御覧ください。

なお、改正内容につきましては、2月27日開催の陸別町国民健康保険運営協議会において承諾を得ております。

以上で、議案第15号の説明といたします。

以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議をお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第16号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第18 議案第16号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第16号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例についてですが、飼料、資材、燃料等の価格上昇の影響による公共草地の維持管理経費の増額に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第16号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は11ページから13ページとなります。

この条例は、公共草地の資材等の価格上昇に対応するため改正を行うとするものであります。

改正内容につきましては、資料に沿って説明したいと思います。

議案説明書、資料ナンバー15を御覧ください。こちら新旧対照表となります。

改正は大きく二つありまして、一つ目といたしまして、第11条第3項と第4項において、「別表の」とあるところを、それぞれ「前項に規定する」、「第2項に規定する」というように、第2項を明示的に規定するよう改正しております。この部分は利用料に直接影響しない部分でありますけれども、利用料の改定に併せて文言の整理を行っております。

二つ目は、別表の改定であります。こちらは利用料の上限を定めたものであります。牛または馬1頭、1日当たり「330円」を「495円」に、馬親子一組、1日当たり「385円」を「572円」、生草1キログラム当たり「4円」を「6円」に、面積10アール当たり「5,500円」を「8,250円」としてあります。

変更は、令和5年4月1日以降の料金とし、附則において経過措置を設けております。

なお、この改正により利用料が直ちに上限額となるわけではなく、あくまでもこの範囲内で、指定管理者である農協と町との間の協議の上、利用料を決定することとしております。

現在のところ、改正前の上限額内に収まる料金を令和5年、予定はしておりますが、今後の経費の上昇を見据えて、やむを得ず期中改定をする場合等に対応できるよう設定するものであります。

それでは、議案集11ページにお戻りください。

改正内容につきましては、ただいま資料で説明させていただいたとおりでありますので、条文の朗読を省略し、附則を読み上げたいと思います。

13ページを御覧ください。

附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例による改正後の陸別町公共草地条例の規定は、令和5年4月1日以後の草地等の利用料について適用し、同日前までの草地等の利用料については、なお従前の例による。

以上で、議案第16号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 今、物価の高騰によるということで、農協が指定管理者ということで、料金の値上げの改定と、町が併せて一部改正するということなのですけれども、現行でいくと、今現在、私が牛を放しているのが、放牧料が240円でした。それと冬期間預けるのが530円でした。それが12月1日より農協が改正を図りまして、農協のほうは12月1日から料金改定になっております。現行を申しますと、乳牛を放牧しているときは300円です。馬が300円、馬が親子で350円。また、育成センターで冬期間置いておくと650円です。下斗満の保育センターが830円が1,050円、また、4か月齢から6か月齢は730円が850円という形になっております。

それとまた、町外、本州方面からかなり入っていますので、そこら辺も含めて大幅に上がっているということで、現行よりは本州方面の牛は、町内の方より20円程度上がっております。

このような中で、現行の中に収まるわけなのですけれども、今回、改正案ということでございます。これは恐らく満度額、上限額を用いてこの額にいつているのかなという思いもするのですけれども、今のところはこのような形になっておりますのでお知らせしておきます。

やむを得ない状況で、高騰ということでこのような価格になったということで、センター等に預けている農家にしたら餌代も上がる、預けている牛も上がるということで大変でございます。やはり町には昨年もいろいろな形でお世話になったのですけれども、今回もこのような形で料金の改定に至ったということでございますので、農家等の懐も相当厳しい現状になってくるのかと思っております。どうかそこら辺も含めて、また、行政等でいろいろな方面のことを考えていただければと思っております。

終わります。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） ただいま議員からお話がありましたように、陸別農協のほうで昨年12月に既に料金の一部改定をしていると聞いております。

1点、御説明させていただきたいのは、先ほどの条例の一部改正の別表にある金額なのですが、消費税を含むということでさせていただいております。一方、陸別農協のほ

うで通知された金額は、恐らく税抜きであろうと思われるので、例えば放牧の牛の部分でいきますと、1日当たり300円というお話がございましたが、消費税込みにしますと330円ということで、条例の別表の数値に合致する部分でございます。先ほど説明しましたとおり、現在のところ何とか上限内に収まっているのですが、今後の経費増を見据えたものということで御理解いただきたいと思います。

なお、公共草地を適切に管理運営していくために必要な措置と考えておりますので、農家の皆さんの負担が増えることにはつながるわけでございますけれども、できるだけ負担増を少なく運営していただけるようお願いをしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第19 議案第17号陸別町防災会議条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第19 議案第17号陸別町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第17号陸別町防災会議条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町防災会議の町長が任命するものの区分を新たに追加しまして、体制の強化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第17号陸別町防災会議条例の一部を改正

する条例について御説明いたします。

議案書 14 ページと、資料は、ナンバー 16 になりますので、御覧いただきたいと思  
います。

今回の改正は、陸別町防災会議委員のうち、町長が任命するものの区分を新たに追加  
し、体制強化を図るための改正でございます。

具体的には、北海道知事、道の職員を委員に 1 名加えるという形になります。従前は  
入っておりませんでした。

第 3 条第 6 項第 2 号は、北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命するものを 1  
名追加し、それによる号ずれを改正いたします。

第 3 条第 7 項の改正は、前条に合わせての改正、それぞれの号の人数を改正するとい  
う形でございます。

これにより、防災会議委員の総数は、現在の 14 名から 15 名と、1 名強化されま  
す。

今回の改正につきましては、12 月 22 日の陸別町防災会議において承認されてお  
ります。

議案集 14 ページにお戻りください。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、  
条文の朗読は省略し、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 17 号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしま  
すので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 一昨日、日曜日か、NHK の報道で災害に関するシミュレー  
シヨンの報道がされていたのですけれども、私も常日頃言っているわけなのですけれ  
ども、日本列島における防災というのは待ったなしだと。もちろん気候の問題の温暖化  
もありますけれども、防災については、完全に飽和状態という、地震の歪みの問題で  
す。だから、この防災会議は、充実した会議に臨んでいくのと同時に、最低でも年に  
一、二回は、常にシミュレーションをつくったり、あるいはハザードマップを見直し  
たりする、そういう会議になってほしいと思いますので、その辺について、決して自然  
災害は防ぐことはできないけれども、被害を最小限度に食い止める、そういう人間の知  
恵を発揮する会議になってほしいと思いますので、その辺についての考え方を伺いた  
いと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） 議員の御意見にございましたように、陸別町防災会議、  
令和 5 年 4 月 1 日から委員を 1 名増やし、強化いたします。

令和4年度中の開催でございますが、コロナ禍でございましたが、直接顔を合わせて一度、その後、書類などでも直接協議などもしております。それにより、令和4年度中に陸別町地域防災計画の策定を現在終了したところでございます。配布につきましては、3月末頃を予定しております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号陸別町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

---

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時26分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員